

平成18年第1回定例会

平成18年2月24日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成18年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会

平成18年2月24日

議事日程

-
- | | | |
|-----|------------|--------------------------------------------------------|
| 第 1 | 議席の一部変更 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 4 | 管理者発言 | |
| 第 5 | 報告第 1号 | 専決処分の承認について |
| 第 6 | 議案第 1号 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について |
| 第 7 | 議案第 2号 | 多野藤岡医療事務市町村組合情報公開条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 3号 | 多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 4号 | 多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 第10 | 議案第 5号 | 多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第11 | 議案第 6号 | 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部
改正について |
| 第12 | 議案第 7号 | 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条
例の一部改正について |
| 第13 | 議案第 8号 | 多野藤岡医療事務市町村組合長期継続契約を締結することが
できる契約を定める条例の制定について |
| 第14 | 議案第 9号 | 平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補
正予算(第3号)について |
| 第15 | 議案第10号 | 平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予
算について |
| 第16 | 議案第11号 | 平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施
設事業会計予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	安田 肇 君	3番	三好 徹明 君
4番	佐藤 淳 君	5番	茂木 光雄 君
6番	松本 啓太郎 君	7番	冬木 一俊 君
8番	神田 省明 君	9番	木村 喜徳 君
10番	青柳 正敏 君	11番	吉田 達哉 君
12番	黒澤 功 君	13番	飯野 榮 君
14番	荻原 節子 君	15番	宮前 俊秀 君
16番	小須田 一美 君	17番	若林 秀昭 君

欠席者（3名）

2番	湯井 廣志 君	18番	江原 洋一 君
19番	山崎 恒彦 君		

説明のため出席した者

管 理 者	新井 利明 君	副 管 理 者	齋藤 軍雄 君
収 入 役	堀 越 清 君	病 院 長	鈴木 忠 君
外来センター長	田中 壯 侖 君	介護老人保健施設長	栗原 寛 君
副 院 長	石崎 政利 君	事 務 局 長	金井 秀樹 君
事務局次長	坂本 和彦 君	外来センター事務長	塚越 秀行 君
看護部長	石田 茂子 君		

事務局出席者

庶務課長	今井 光満 君	企画経理課長	松田 裕一 君
用度施設課長	黒澤 美尚 君	医事課長	吉田 賢治 君
医療情報課長	小野里 昇 君	介護老人保健施設管理課長	内田 雅之 君

開会のあいさつ

議長（松本啓太郎君） 皆様、こんにちは。本日、平成18年第1回多野藤岡医療事務
市町村組合議会定例会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、
時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心
から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成18年度病院事業会計予算他
11案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定を
お願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす
所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し
上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。
議事日程につきましては、皆様のお手元に配布してありますので、よろしくお
願いいいたします。

開会及び開議

午前10時05分開会

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。た
だ今から平成18年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いた
します。

第1 議席の一部変更

議長（松本啓太郎君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。この
たび、市町村合併により構成団体でありました新町の脱退に伴いまして、議席
の一部を会議規則第3条第3項の規定により、変更いたします。その議席番号
及び氏名を事務局に朗読させます。事務局。

事務局（今井光満君） 12番黒澤功議員、13番飯野榮議員、14番荻原節子議員、
15番宮前俊秀議員、16番小須田一美議員、17番若林秀昭議員、18番江
原洋一議員、19番山崎恒彦議員、以上です。

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変
更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今朗読したとおり、議席
の一部を変更いたしました。

第2 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第3 会議録署名議員の指名

議長(松本啓太郎君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。1番、安田肇君、8番、神田省明君を指名いたします。

第4 管理者発言

議長(松本啓太郎君) 日程第4、管理者発言であります。管理者。
管理者(新井利明君) 本日は、平成18年第1回組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。

この度、藤岡市と鬼石町、そして、新町が高崎市と各々市町村合併が執り行われ、本組合の構成団体は新たな形になりましたが、公立藤岡総合病院を中心とした当組合の地域に対する役目は変わることなく、その責務を果たしていくものであります。

さて、平成18年度は、診療報酬の改定が執り行われます。テレビ、新聞報道等からしますと、全体で3.16%の引き下げで、内訳は、本体部分1.36%、薬価で1.8%、それぞれ引き下げが実施される状況であります。

また、診療報酬改定の基本的な考え方として、質の高い医療を効率的に提供するための医療の分化・連携を推進するものとされております。このように、経営の厳しい状況においても、なお、医療の質の確保と向上が責務とされております。当然であります、前年度に引き続き、収支の改善に努力していく所存でありますので、よろしく願い申し上げます。

本日は、平成18年度病院事業会計予算他11案件でございます。いずれも組合事業にとりましては重要案件でございます。慎重審議をいただきまして、ご決定いただきたくお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。

第5 報告第1号

議長(松本啓太郎君) 日程第5、報告第1号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 報告第1号、専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。平成17年4月、泌尿器科で「膀胱がん」の疑いで入院治療を受けていた女性患者が「脳梗塞」を発症し亡くなりました。本事件について、遺族側への説明と、話し合い交渉の結果、入院治療の中で、一部、病院の過失を認め、平成18年1月に遺族賠償として、500万円を支払うことで合意となりました。

本件は、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を要する事項であり、なお、賠償金の支払い期限が平成18年2月2日であったので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、平成18年1月23日専決処分をさせていただきました。

なお、この損害賠償金については、病院で加入している医師賠償責任保険により、保険会社より同額が病院事業会計に支払われております。

以上、簡単ですが、専決処分の報告とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊議員。

議員（冬木一俊君） 専決処分につきまして、お伺いいたします。議案書を見てわかるように、ただ今の提案説明の中にもあったのですが、病院はこの治療の中の一部に過失があったと認めた賠償事件ということなのですが、この一部を詳細に説明を願いたい。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） ただ今のご質問にお答えいたします。この件に関しては、泌尿器科医師、それから、内科医師、循環器科医師の複数の診療科にまたがる事件でございます。この中において、インフォームドコンセント、事前における説明、今後、起きうる事態についての説明不足が一部の過失に該当いたします。この件に関しては、管理者より診療を預かる責任者として、私、厳重に注意をされました。そして、関係各位に注意をし、再発防止に徹底するというところで取り組んでいるところであります。以上です。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今、院長から説明があったのですが、事前説明不足というのは、入院した方全員を対象に行っていることだと私も理解しているのですが、そういったなかで、なぜという気持ちも当然あります。泌尿器科に入院したということで、わかるのですが、その説明不足がこういう金額につながるのか、その算定根拠、このことについても説明を願いたい。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） これらの件について、どうしても今、高齢化を迎えた患者さん

においては、いろいろな合併症を事前に持っております。そして、どうしても複数の医師がかかわるというなかで、やはり、連携が不足しがちになる。そういうなかで、説明不足、インフォームドコンセントの徹底が行われたということでもあります。この案件については、第三者の意見、どのように判断するかを聞いたうえで、遺族の方々と病院は交渉し、過失を認めることが妥当であると判断しまして、損害賠償をお支払した結果でございます。以上です。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） この専決処分の内容は私は理解したのですが、この病院にとっての根幹にかかわる部分なのですが、こういったものが起きてきますと、やはり、一番患者の皆さんの立場に立って考えますと、こういったものが藤岡総合病院で起きたということで、公になるわけです。そうしたなかで、風評被害。風評が一番、病院はこういうことが多すぎるというようなことも私の耳にも入ってくることもあります。再発防止策もただ今病院長さんから徹底してこういうことをなくすようにということで指示をしたそうですが、年間、17年度、過去3年間につきまして、こういった医療事故、医療ミスของ疑い、そういうものがどのくらいあるのか、お示しいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。病院において、患者さんに損害を与えるようなレベルの医療事故は、だいたい1件あるかないかというところが実情であります。前回の議会においても、専決処分ということで出てきておりますが、これは過去にあったものの解決が遅れて、そして、前回の議会で専決処分ということで解決をみたこととでございますが、重大なものについては、0件ないし1件というところでありまして、以上です。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。高額なレベルのものに達しないものの、疑いというレベルは、1年に数件ございます。そして、少額で補償するものは、やはり、3、4件ぐらい発生しているのが現状でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 年間、そういうものが数件あるということですが、そのなかで、病院長の方から再発防止に向けて、防止策を徹底したということなのですが、具体的にどういう防止策を講じて、今後、こういった事故が起きないように努めていくのか、具体的な防止策、年間細かなものも含めると、過去に毎年数件

ずつ発生しているということになりますと、当然、そのつど、そのつど、防止策は講じているのかと思うのですが、そういった状況のなかでも、こうして毎年数件発生するということから、この辺の防止策を徹底してもらわないと困るので、具体的にこういったシステムなりで、今後、こういった事故が起きないように徹底していくのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 医療安全ということは、今、一番病院に求められておりますし、日本の医療においても求められております。まず、やはり大きな事故の前には、ニアミスが必ずございます。その事故に至らないレベルのものが、インシデントと呼びますが、そういう案件が必ずございます。そういうものが通り抜けて重なっていくなかで、そして、大きな事故につながるということでございます。そういうことで、病院においては、大事には至らない、患者さんに対して被害は至らない、その前に事前に気がついたというレベル、インシデントのレベルを全部1か月ごと集計をとりながら、そして、どういうところを組織として、組織上の問題として対応をするか、それから、人の教育という人的な対応策、いかに分けて、毎月解析しているところでございます。

そして、事故に至ったものは反省して、もちろん、その事例を検証することはもちろんですが、その事前に起きている事柄をいかに、その時点で対策を立てていくかというような対応策をとっております。1か月に1回、インシデント、アクシデントレポートという形で各部署から報告し、そして、それらを解析しているのが実情であります。これは、あくまでも予防策をいかに立てていくか、それから、医療安全に対する意識をいかに病院職員に、事務職など直接患者さんにかかわらないところまで、医療安全文化を高めるかというような形で取り組んでいるところであります。これは、公表資料ではございませんが、年間にかかりの数を処理し、対策に利用しているところでございます。1か月に1回は事例検証含めた会議を定例で、病院長が委員長として取り組んでいるところであります。以上です。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） ある意味で、医者倫理という説明なのですが、私が聞いているのは、今回の件では、手術前に患者さんに対して、きちんとした説明がなされなかった、これが病院の過失なんだという説明だったのですが、そうなりますと、手術中に脳梗塞などが発生する可能性があるということを事前の検査の中で可能性があったにもかかわらず、説明を怠った、この部分が今回の損害賠償にかかわる部分だというふうに受け取れるのですが、そうしますと、これは先生が患者さんに説明するのでしょうか、そのときにきちんと先生とともに看護師さんがいて、そういったところをきちんと先生が説明したのか、何か、お

互いがチェックしていくというようなシステムにならないと、なかなか難しいのだと思うのですが、私はその辺の具体的な防止策を伺っているので、今後、その辺をどのようにするかという部分の説明をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） この説明は、現状、病院においては、説明する際、患者様本人及び親族の方、担当医師及び看護師、それらのものが入って説明をしております。1対1の説明であると、誤解を招きます。テープレコーダーに記録は残しませんが、その説明について、複数のものが入って、そして、説明し、説明内容について、カルテに記載するという段取りで行っています。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 今回の先生の答弁ですと、当然、看護師も含めて医師も含めて、複数で説明をきちんと行っているんだと、今までずっとそうしてきたのだというのですが、そうなりますと、これがなぜ、事前の説明不足ということになって、病院側が過失を認めて、500万円の損害賠償に応じたのか、ちょっと理解に苦しみます。だから、脳梗塞が手術中に発生するというのを先生が事前に検査で見落としてしまったので、その説明ができなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。私はそうではなくて、そういう可能性を先生は承知していても、そのことをきちんと説明しなかった、したがって、その説明があれば、その手術は待っていただきたいとか、患者さん側が手術をするかしないかの選択ができたのだと思います。そういう意味で、ミスがあったと、今までの説明で私はそう感じていたのですが、そうではなくて、複数で医師も看護師も立ち会って、きちんと事前に説明しましたと今おっしゃったのですが、これはどういうことで、病院側はこの過失を認めたのですか。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） この案件に関しては、看護師が入って聞くべきであったのですが、そのときに、それがなされなかった。担当医と家族の一部の方とで話し合われた。そして、脳梗塞を起こす危険度について、十分な認識を持たなかったということでございます。

そういうところで、過失があったと病院は認めたわけです。そして、解決策として、予防策として、より徹底して、必ず1人での説明では不十分であるということで、これは当然、看護師も同席して、説明をするということになっているわけですが、やはり、それが徹底されていなかったということに問題があったわけでございます。したがって、今、それをより徹底しているところでございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。以上で、報告第1号、専決処分の承認について、本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は、原案のとおり承認することといたします。

第6 議案第1号

議長（松本啓太郎君） 日程第6、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼を受けております。内容につきまして、市町村合併により、平成18年2月20日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である烏帽子山植林町村組合の名称が烏帽子山植林組合に変更されるためであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

第7 議案第2号

議長（松本啓太郎君） 日程第7、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開条例の制定について、ご説明申し上げます。組合が保有する情報は、組合と住民の共有財産であるという認識のもとに、制定運用されるものであります。

それでは、本条例の主な内容について、ご説明申し上げます。まず、第1条、条例の目的として、情報公開を求める住民の権利を保障し、住民の組合行政参加の促進及び組合運営に対する住民の理解と信頼の確保を図り、公正で開かれた組合運営の推進に寄与することを掲げています。

第2条は、条例上の義務の主体となる実施機関及び情報についての定義規定です。実施機関として、地方自治法上の執行機関である管理者、公平委員会、監査委員および議決機関としての議会が含まれています。また、情報は文書等に記載されているわけですが、文書等については、決裁、または供覧手続きの終了を要件としています。情報公開制度は、情報の原則公開の理念に基づくものであります。情報によっては、原則公開の例外として取り扱うものがあります。本条例では、第6条において7項目を規定しています。第12条では、不服申し立てがあった場合の措置として、実施機関に審査会への詰問を義務づけています。この審査会は、識見を有する委員により組織する第三者的審査機関であり、実施機関はその答申を尊重して、不服申し立てに対する決定をしなければなりません。

以上、提案理由説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

第8 議案第3号

議長（松本啓太郎君） 日程第8、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例でございますが、先ほど、議案第2号にて提案いたしました情報公開条例と一对の条例でございます。最初に、本条例制定の趣旨について、ご説明申し上げます。個人情報の保護に関する法律が平成15年法律第57号により施行されました。これは官民を通じた個人情報の取り扱いに対する基本法の部分と、民間事業者に対する個人情報の取り扱いのルールをそれぞれ定めたものであります。これを受け、国の行政機関は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律いわゆる行政機関法を制定し、法に定められたルールに従って個人情報を取り扱うよう義務付けられたわけでございます。一方、本組合等地方公共団体の保有する個人情報については、個人情報保護法が適用されないこととなり、各地方公共団体のそれぞれの区域の特性に応じて、個人情報保護条例を制定し、職員一人ひとりがその条例に従って適切に個人情報を取り扱い、住民の権利利益を保護することがその責務とされました。このため、本組合においても、組合が保有する個人情報の保護の充実を図るため、行政機関法の規定を踏まえた本条例を制定するものでございます。

本条例の目的でございますが、近年、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護及び住民に信頼される公正で民主的な組合行政の推進を目的とするものであります。

それでは、章ごとにその概要をご説明申し上げます。第1章における第1条から第5条でございますが、総則として、本条例の目的、定義、実施機関、事

業者及び住民の責務を定めるものでございます。第2章における第6条から第12条でございますが、実施機関が取り扱う個人情報の保護として、個人情報取り扱い事務の登録及び閲覧、収集の制限、利用及び提供の制限、オンライン統合による提供の制限、職員の義務等を定めるものであります。第3章における第13条から第35条の開示、訂正及び利用停止では、第1節において開示を、第2節において訂正を、第3節において利用停止を、そして、第4節において不服申し立てをそれぞれ定めるものでございます。第4節における不服申し立ての取り扱いの方法でございますが、開示決定、訂正決定及び利用停止決定における不服申し立てがあった場合には、審査会に諮問し、答申を受ける旨規定するものでございます。第4章における第36条から第38条でございますが、事業者に対する個人情報の保護施策、調査、苦情相談の処理を定めるものでございます。第5章における第39条から第43条では、他の法令との調整、運用状況の公表、国または他の地方公共団体との協力、実施機関に対する苦情の処理等を定めるものでございます。第6章では、第44条から第48条において罰則を定めるものでございます。罰則を定める理由でございますが、行政機関法にも職員に対する罰則が設けられたこと、また、平成15年6月16日総務省政策統括官通知第91号により国における法整備の状況を踏まえ、各地方公共団体においても、関係機関と協議の上、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましいとされていることなどによるものであります。それでは、罰則の概要について、ご説明申し上げます。

第44条から第46条では、職員または職員であった者が行う個人情報の提供、盗用および収集等の一定の行為に対しての罰則を設けるものであります。第47条では、第44条から第46条に規定する罰則規定は、組合を組織する地方公共団体外において罪を犯した者にも適用する旨規定するものであります。第48条では、不正な手段により、個人情報の開示を受けた者に過料を科する旨規定するものであります。なお、これら罰則規定につきましては、行政機関法および情報公開・個人情報保護審査会設置法に準拠したものとなっております。また、本条例に罰則規定を設けることに際しましては、前橋地方検察庁に協議し、内容審査の上、既に承認をいただいているものでございます。

最後に、本条例の施行日でございますが、附則にありますとおり、情報公開条例と同様に、平成18年4月1日より施行するものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

第9 議案第4号

議長（松本啓太郎君） 日程第9、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例でございますが、先ほど、議案第2号および議案第3号にて提案いたしました情報公開条例および個人情報保護条例に規定する、情報公開・個人情報保護審査会設置について、本条例のより規定するものであります。

情報公開条例第12条では、不服申し立てがあった場合の措置として、審査会に諮問し、答申を受け、速やかに決定する旨が規定されております。また、個人情報保護条例では、開示決定、訂正決定および利用停止決定における不服申し立てがあった場合には、審査会に諮問し、答申を受ける旨規定されております。これら不服申し立てがあった場合の審議機関として、審査会を設置するものでございます。

それでは、その概要についてご説明申し上げます。第1条につきましては、冒頭申し上げました審査会設置の根拠でございます。第2条でございますが、所掌事務として不服申し立ての審議や実施機関に対する答申の規定でございます。第3条組織におきましては、委員5人以内で組織し管理者が委嘱する旨定めるものでございます。第4条では、委員の任期を2年と定めるものでございます。第5条および第6条では、会長および会議についての規定でございます。第7条から第10条でございますが、意見の聴取等、守秘義務、庶務、委任の

規定でございます。第11条でございますが、第8条の守秘義務違反に対する罰則規定でございます。この罰則規定につきましても、個人情報保護条例と同様に、情報公開・個人情報保護審査会設置法に準拠したものとなっております。また、本条例に罰則規定を設けることに際しましては、前橋地方検察庁に協議し、内容審査の上、既に承認をいただいているものでございます。

最後に、本条例の施行日でございますが、附則にありますとおり、情報公開条例、個人情報保護条例と同様に、平成18年4月1日より施行するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 第3条なのですが、個人情報の不服申し立てがあった場合と定義されているのですが、この辺の個人情報の取り扱いについては、相当いろいろな意味で知識を持った方が審査をする、また、審査をしなければならぬと考えているのですが、5名の委員さん、これは識見を有する者とここに明記されておりますが、具体的に、どういった方々を想定しているのでしょうか。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） お答えいたします。審査会の委員さんにつきましては、藤岡市の審査会の委員さんのところに相乗りさせていただくということをお願いしております。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。庶務課長。

庶務課長（今井光満君） お答えいたします。現在、全部を把握しておりません。申し訳ございません。ただし、これにつきましては、私の方といたしましては、藤岡市でも条例改正をなさるのだと思います。そして、新たに識見を有する方に依頼するというふうにお聞きしております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） そうしますと、藤岡市もこれからこういうものを制定していく、委員さんを委嘱していくということであれば、ここに市長さんがおりますから、そのことはおおむね事前に承知していることでしょうか、管理者にどのような観点から識見を有する者ということなのですが、どういう知識を持っている

人をこの5人に選んでいるのか、管理者に答弁をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今のご質問ですが、まだ、実質の5人を想定しておりません。

これから、市の条例をつくるなかで、任命していきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） そうしますと、これはまったく、管理者が委嘱する、藤岡市の条例は市長が委嘱するということになるのでしょうか。それがまったく分からない状況下の中で、少なくとも、こういうところの知識を持っている人を1名選ぶのだとか、最低限そのぐらいのことは、調整して出してくるのだと思うのですが、まったく白紙の状態なのですか。たとえば、いつものように、区長会長さんをお願いしましよとか、婦人会長さんをお願いしましよとか、そういうことにはならないと思いますよね。当然、個人情報ということになりますと、非常にデリケートな問題も出てくるのでしょうかから、こういう部分の知識を持っている人をお願いするのだとか、たとえば、その中に、弁護士さんが入るとか、少なくとも、基本的な構想だけは持って議案を出してきたと私は理解しているのですが、まったくこれから市の方も、これから市議会に条例を出す、これもまったく決まっていない。その辺の基本的な考え方すら定まっていないというふうに理解できるのですが、もう一度、管理者の方からきちんと答弁していただけないか。当然、議案を出す前に、少なくとも、この辺は大事な問題だから、こういう知識人をお願いしましよというものがあるのだと思うのですね。どうなのでしょう。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 質問にお答えいたします。大学の教授クラス、弁護士の先生のクラスをお願いするというのを聞いております。これは、100%ということではございませんが、そのクラスをお願いする性質のものだというふうに解釈しております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 先ほどの佐藤議員さんの関連になるのですが、今、庶務課長さんが答弁したのですが、最初は藤岡市にまるきり任せると言っておきながら、どうするのですか、管理者ということになったら、大学教授とか弁護士さんとかと言って。任せると言っておきながら、なぜ、そういう答弁をするのか、私にはまったく理解できないので、もう一度、その件、管理者にお聞きいたします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） お答えいたします。私の方は、この審査会、藤岡市に作られる審査会に各一部事務組合が、事務局長が提案理由で申し上げました、その一部

事務組合と一緒に審査会に入っていくだと申し上げたので、その辺は私の方でお答えするものについてはそういうことでございます。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時55分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 先ほど、私の方から答弁させていただきましたことに一部、間違いがありますので、新たに訂正させていただきます。申し訳ございません。

私の方で、藤岡市の委員会にそのまま一部事務組合に相乗りすると申し上げましたが、それは私の答弁間違いで、申し訳ございません。すでに、藤岡市の審査会に決まっている委員さんと、同じ構成の委員さんに私どもの一部事務組合のお願いするということでございます。そして、そのメンバーでございますが、5名おります。稲葉清毅さん、元大学の教授で、自治センターの常任参与だそうでございます。高崎市の弁護士で、島田一成さん、同じく高崎市の弁護士で橋爪健さん、司法書士の井上松男さん、税理士であります、小手澤治さん、以上の5人をお願いする予定でございます。どうも失礼いたしました。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

第10 議案第5号

議長（松本啓太郎君） 日程第10、議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正の内容につきましては、先ほど、議案第4号にて提案いたしました情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査会の委員の報酬を定めるものであります。

別表第1は、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬を藤岡市と同額の日額7,200円とするものであります。別表第2は、費用弁償についてですが、監査委員、知識経験者、議会選出とあります区分を非常勤特別職とするものです。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

第11 議案第6号

議長（松本啓太郎君） 日程第2、議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に基づき、給与制度が確立して以来、50年振りの大きな改革となっておりますが、当組合職員につきましても改正をお願いするものでございます。

内容につきまして、まず、第2条第1項の医師に対する特例であります調整手当を地域手当に改めるものであります。また、第4条の改正は、年功的な給与上昇を抑制し、職責に応じた給与構造への転換と勤務実績をよりの確に反映する新昇給制度の整備であります。今までの年4回の昇給時期を年1回に統一し、昇給前1年間の勤務成績で、5段階の基準を設けることにするものです。また、56歳以上の職員の抑制措置、枠外昇給制度の廃止等の改正であります。第9条の2、第15条、第16条、第18条につきましては、調整手当を地域手当に改正する関係の改正でございます。

別表第1、第2の給料表改正では、すべての職員の給料月額を新給料表に切り替えるものでございます。号給を4分割し、全体で平均4.8%引き下げるとともに、中高年齢層が適用される月額をさらに2%程度引き下げ、給与のフラット化を図っております。経過措置として、新旧給料月額の差額に相当する額を給料として支給するものでございます。

次に、附則第10条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。本改正の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴い、職務復帰後における給与等の取り扱いについてでございます。昇給が年1回になることから、復職後の昇給については、復職後最初の昇給日に調整するという改正でございます。

これらの改定は、平成18年4月1日から施行する予定であります。以上、提案理由説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 5条の56歳以上の職員のうちと説明がありましたが、こういった事例に該当する職員は何名ぐらい実際にいるのか、また、この方たちが今適用されている等級が何等級に値するのか、お願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 5条の関係ですが、56歳以上の職員であります。現在、事務で4名、看護師で3名、看護助手6名、薬剤師1名、医師1名であります。これにつきましては、従来の56歳以上の昇給、適用して進めております。以

上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） この際、おそらく前の形の中では、職責に応じた昇給制度があったいろいろななかで、年功によって、管理者の責任の中で、給料が上がっていたということが考えられますが、今度、職員の昇給は、その属する職務の最高の号給を超えて行うことができない、これに該当する事例というのは今、どういう形の中で、庶務課ではつかんでいるのかどうか。その辺、確認します。それから、どういった形の中の勤務成績の評価をするつもりがあるのか。2点、お願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） お答えいたします。新しい給料になりますと、従来の号給の中に4号給に区分されています。それにつきまして、これは18年度の人事院勧告でありますので、県の説明会が3月6日に予定されております。これについて、その場で説明が受けられるのではないかと、号給のオーバーした部分については、そのときに説明があるのではないかと思います。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 私が言いたいのは、今までこういったなかで、きちんとした勤務成績なんなりといったきちんとした給料が、おそらく、年を追うごとに給料が上がっていった。それが56歳以上の職員の中で、このようになったときに、今の説明ですと、規定をオーバーしているといいますが、このときに、ものすごく大幅に下げなければならないケースが当然出てくるわけでしょう。この今までのやり方は。そういったなかで、どういう形のなかで、この職員の中の正誤性をとっていくのか、県の説明云々をいいますが、おそらく、本病院の場合について、ある程度、高齢者の給料をフラット化し、また、下げるなかで、オーバーしすぎているケースが必ず出てくると思います。そのときにどうされるのかどうか。この辺について、明確に答えてください。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 56歳以上の者が今までの国の給料から上回っている、号給がオーバーしている者と承ってよろしいですか。それについてはありません。ただ、もう一つお答えしますが、人事評価につきましては、18年度の人事院勧告にも盛り込まれておりますが、当組合では、昨年度より人事評価、効果について行っております。その内容につきましては、個人の評価、そして、所属長の評価、調整の評価というような3段階方式でやっております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終

結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

第12 議案第7号

議長(松本啓太郎君) 日程第12、議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(金井秀樹君) 議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、第4条の改正は、放射線手当、月額5,250円を2,400円に、第5条は、衛生検査物取扱手当月額5,250円を2,400円に、それぞれ減額改正するものです。

また、第6条の夜間看護手当については、午後10時から午前5時までの深夜勤務時間を2段階から4段階に分ける改正であります。また、第8条につきましては、危険作業手当月額5,250円を1,000円に減額改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) 議案第7号につきまして、質疑をさせていただきます。この条例一部改正の議案を見ますと、いわゆる、放射線技師さんなど、資格を持っている方の手当が大幅に減額されるというような議案だと理解はするのですが、こうやって議会をやっている間にも、医療は現場で行われているという認識の中から、質問させていただきたいのですが、そういったなかで、各種手当がこれだけ大幅に減額されるということは、働いている方からみれば、勤労意

欲の低下、医療サービスの低下につながるような、そのように私は感じられるのですが、その点について、どのような理解をしているのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） お答えいたします。診療意欲の低下、手当等が半分以下の減額になるということで、勤労意欲の低下というご質問だと解釈しております。これにつきましては、第4条のレントゲン技師、臨床放射線技師については、名称の変更でございますが、これについて、5,250円、2,400円につきましては、現在、国では、昔でいいますと、放射線室に入って、写真撮影をするという、そういう危険な意味を含めまして、この手当が特殊手当としまして支給されております。現在、そういう意味では、安全管理はされております。まったくないとは申しませんが、バッチテスト等で管理、身体検査等も受けております。そのなかで、2,400円に減額するということにつきましては、各公立病院の手当を調査いたしまして、いくつか2,600円とか2,800円とかのところがありましたが、当病院では2,400円、こういう経営のご時勢でございますので、2,400円ということで定めさせていただく内容でございます。これにつきましては、十分、当該従事員に説明をして、理解納得を得てやってまいりたいと思います。以上です。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） この一部改正の議案が通れば、当該の方々に十分な説明をするということなのですが、どのような説明をするのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） お答えいたします。先ほど、最後の方に申し上げましたが、各公立病院を調査した結果、当院の支給額は他の公立病院よりは上回っていますと、この経営状況下において、皆様にもご協力いただきたいということで、2,400円の金額を提示して、ご理解いただきたいと。特段、公立病院から比べて、200円とか低い部分はありますが、それについては、ご理解いただけるものと解釈しております。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 答弁もれがあったことについて、申し訳ありません。勤労意欲の低下、これはまさに、金額が下がれば、今まで従来受けていた金額ですから、当然、抵抗感は持っていると思います。それにつきましては、先ほどの公立病

院の数値、また、今後の病院の経営状況を十分説明して、ご理解いただけるように、説明してまいりたいと思っております。現場の方でも、厳しい状況下は院長、事務局長以下、メッセージしておりますので、理解はしていると私は十分思っております。ご協力いただくということで、お願いしたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 特殊手当については、ただ今説明があったように、そういうものかなとは理解いたしましたが、この特殊勤務手当ということでございますが、特殊勤務手当ではなくて、これは管理者にお聞きしたいのですが、経営推進会議とか、いろいろなことで、いわゆる公営企業で運営しているわけです。どこの会社もそうですが、人件費が占める割合、パーセンテージが高いというなかでの経営だと理解するのですが、基本給についての考え方、これを削減するという考え方、そういったものが経営推進会議とかで議論して、今後、特殊勤務手当ではなくて、基本給の部分も検討せざるを得ない状況なのか、その点について、明確に。これは管理者に伺います。どのような考えで、この人件費について、取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） やはり、働く人の権利は、基本給で評価されるわけでございます。そして、そこには、当然、経営というもののなかから、基本給は想定されると認識しております。この当組合におきまして、いろいろご指摘もございません。赤字という体質のなかで、どのように立て直していくのかということもありますので、その辺につきましては、組合、また、働いている皆さんのいろいろな議論のなかで、しっかり基本給のあり方、これを議論した上で、方向性をつくらなければいけない。赤字だから下げればよいというだけでは成り立たない。また、赤字なのに、基本給はそのままでもいいのかという、当然、周りからの議論もあると思いますので、しっかりとその調整にたった基本給をつくらなければいけないと認識しております。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） この特殊勤務手当に関する事で、先ほどらい、このように手当を下げるということについては、極めて環境が整ったと、つまり、被爆をしたりとか、そのような環境が整ったために、危険性が少なくなったために、手当等を下げてもいいのではないかと、他の事例も見てと言うのですが、当院では、いつごろから、その環境が整ったのですか。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 24 分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。庶務課長。

庶務課長（今井光満君） ご質疑にお答えいたします。この 5,250 円につきましては、国で定められた基準でございます。ただし、今定められている基準ではございません。過去において、国で 5,250 円、1 日あたり 210 円×25 日分として設定されております。それが法律改正がなされまして、最近では、この金額が支給されない。たとえば、他の病院等いろいろありますが、調整額等出される病院もあります。基本給に見合わない分についてはそういう形で出ているものもありまして、これについては、現在では、支給していないというのが国の基準のなかであります。国の施設で支給していないかどうかはわかりません。ただし、県内公立病院では、5,250 円という金額は現在支給しております。先ほど、申しましたとおり、1,800 円から 2,400 円程度のなかで支給しているということで、今回、あわせていただいたということをお願いしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 分かりました。危険である状態というのは、かなり以前に現実的な物理的な環境が整っていたと、そういうことで、病院側の自主的な判断に任されていたということによろしいわけですね。私はなぜ、この質問をしたかといいますと、当病院では、外来棟ができてから、極めて多額な赤字を抱えて今日まで至ってきている。再三、私は病院議員として、経営改善のためのありとあらゆる手を尽くして、検討すべきだと言ってまいりました。なぜ、これを今から 3 年前、4 年前、経営改善の一つの改善点として、議論されなかったのか、気がつかなかったのか、あるいは、そういうことをしなかったのか、その点のことをお答えください。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） ご質問のいったんの責任を感じます。ただし、なかなか従来支給されている金額について、既得権という言い方はありませんが、それは語弊があるかもしれませんが、従事している者にとっては、そのような感覚のものの金額であると感じます。なかなかやりづらいものであるということでもあります。ただし、18 年度については、そういう形もなかなか言える状況ではないということをお覚しております。そして、県内の公立病院に合わせていただいて、そして、最低の金額を従事者に支給して納得いただきたいということで、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） この議会でさまざまな角度から心配してきたわけですが、今まで。それで早くプロジェクトチームでも作って、徹底的に病院の経営体質を洗い直

し、しぼれるものはしぼっていく。そういうことをしてきたにもかかわらず、今頃になって、こういうことが出てきているわけですよ。他にもたくさんあるのではないですか。経営改善点が、今、努力できることが。私はなぜ、この質問をしたかということは、皆さんに危機感だとか、そういうものが感じられないのです。そういう意味で、こういう質問をしたのです。私の質問は終わります。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はございませんか。青柳正敏君。

議員（青柳正敏君） ちょっとお聞きしたいのですが、この衛生検査技師ですか、それを臨床検査技師にするというような、この検査については、大変こう、今現在、いろいろな新たな病原菌が出たりだとかいう、いろいろな危険性というのは、以前よりもましているのではないかという気持ちもあるわけなのですが、そういったなかで、危険手当的な形に私は受け止めるのですが、臨床検査という非常に私には高度すぎて分からないのですが、大変危険な、そういったものが予測される、鳥インフルエンザとか、いろいろなことも世間では言われているわけですが、そういった危険性についての手当だと思うのですが、そういったことについて、これを下げるとするのは、ちょっと考え方が違うのではないかと思うのですが、この点について、お聞かせ願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 質問にお答えさせていただきます。衛生検査を改めて臨床検査技師とするという文言でございますが、これは、危険が増したから、臨床検査技師と文言が変わったわけではございません。これは、従来、検査技師は、いわゆる人に直接接した行為、心電図をとるとか、超音波検査を行うとか、あるいは、いろいろな脳波をとるとか、人に直接かかわる対人検査と申しますが、その対人検査にかかわる業務を行う際に、衛生検査技師では、これは国家資格ではございません。業務を行ってはならない。当院においては、すべて臨床検査技師、とくに、そういう専門教育を受けた者は、臨床検査技師というライセンスを受けておるわけです。そういうことで、文言が変わったということ、とくに、リスクが増したから変わったということではございません。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

第13 議案第8号

議長(松本啓太郎君) 日程第13、議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(金井秀樹君) 議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律、平成16年法律第57号が平成16年1月10日から施行されました。従来、同法第234条の3の規定により、長期継続契約を締結できる契約は、電気、ガス、水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借り受ける契約に限定されておりましたが、今回の改正に伴い、その他政令で定める契約が加えられました。

地方自治法施行令第167条の17で新たに加えられた内容は、翌年度にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとなっています。

そこで、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結できる対象の範囲を1.電子計算機その他情報処理に係る機器または通信に係る器機の借り受け、または運用および保守管理に関する業務、2.施設における機械、設備の借り受けまたは運用および保守管理に関する業務、3.医療機器の借り受けまたは運用および保守管理に関する業務、4.医療または介護に関する業務、5.施設の警備または清掃に関する業務、6.複写機その他の事務機器の借り受けまたは保守管理に関する業務の6項目に限定するとともに、その契約期間の上限を条例で定めるものです。

なお、地方自治法上の長期継続契約とは、債務負担行為によることなく、複数年にわたり締結できる契約のことであり、入札・契約等の事務効率化や経費削減が期待できます。また、この条例の施行に際しましては、適正な契約期間

の設定や入札・契約手続きの適正化が強く求められますので、公正かつ厳正な運用を図っていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第8号につきまして、質疑をさせていただきます。第3条の関係なのですが、契約の期間ということで、先ほど、事務局長の説明ですと、数年ということでありました。5年以内ということで、明文化されているわけなのですが、基本的には何年で長期継続契約を締結しようと考えているのですか。年数で言ってください。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 提案説明の中で、複数年にわたり契約ができるようになりと言いましたので、条文については5年と記載しております。ここは誤解がないようをお願いしたいと思います。内容については、企画課長から説明させます。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 年数について、お答えします。業務委託関係はおおむね3年を目安とした年数で契約を考えております。その他、上限の5年ということで、リース契約と賃貸契約、賃借契約につきましては、5年以内の上限で行いたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 私の質問の仕方が悪かったのかどうか、申し訳ないのですが、第2条の関係で、締結する内容によって、年数が違ってくると思うのです。たとえば、電子計算機とか、先ほど、答弁していただいたリースだとか、そういったなかで、第2条の中の1項から6項まであるのですが、おのおのの基本的な長期継続契約の年数をお聞きしたいのであって、個々をお願いしたい。そういう質問でございます。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 第2条の関係ですが、1号から6号までありますが、この中で、借り受けに関することにつきましては、賃借ということで5年ということを考えております。また、運用保守管理につきましては、おおむね3年を目安に考えております。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 第2条の長期契約を締結することができる契約とありますが、入札と随契なのですが、基本的な長期にわたるものの中で、入札の割合、随契の割合とか、この辺はどのようなお考えでしょうか。というのは、前から指摘

を受けていると思いますが、いろいろな形の中で入札を行って、医療機器の購入やレンタルなど、かなり安くなっているという話をちらほら耳にしますが、基本的に、随契の部分がかかりおこっていると思いますが、入札を行って、3年とか5年が可能なのかどうか。随契で年度ごとに今まで契約していると思いますが、長期にするようなメリットは、具体的にどのように事務局は考えているのかどうか。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えします。今現在の17年度につきましては、医療器械の購入等、すべて入札を実施しております。今後、18年度契約につきましても、業務委託、また、リース契約、入札を実施する、また、実施しておりますし、実施する予定であります。長期契約をすることによりまして、当然、金額的な削減のメリットが得られると思っておりますので、積極的に入札を実施していきたいと思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 基本的には、入札で今後、この組合については、行くんだということの答弁でよろしいですね。契約については、そうしますと、随契を行っている契約がまだ多数あると思いますが、これを1年ごとでなく、3年、5年ということに対して、目標値といいますか、どのぐらい削減効果があるとふんでいるのでしょうか。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えさせていただきます。基本的には、随契で1年契約になっております。その随契に実施しているものにつきましては、18年度以降につきまして、入札を実施していきたいと思っております。金額につきましては、具体的な部分では、答えられませんが、かなりな、それぞれの契約に関して、削減効果は得られるというふうに思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） やはり、こういったものをつくった今、削減効果を考えるということは、当然必要なことだと思いますが、その辺が明確ではございませんね。それから、医療と介護に関する業務委託の、かなり専門性が伴うと思いますが、こういったなかで、この医療、介護に関する直接のそういった契約が入札行為でできるのかどうか、この2点をおたずねします。目標をどういう形のなかで定めるのか、定めないのか、医療と介護に関する業務委託の契約、これはかなり特殊な部分になると思いますが、こういったものが入札で可能なのかどうか。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えいたします。金額的には、これから実施していくも

のもありますので、先ほど、お答えできないといったのはそういうことでありまして、すでに、18年度からの業務委託、数件、清掃委託、あるいは、設備関係につきまして、入札を実施しておりますけれども、これについては、数百万円の、具体的には、清掃につきましては、300万円、あるいは、施設設備関係につきましては400万円の削減効果は得られております。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（齋藤軍雄君） 補足をさせていただきます。まず、このたびの条例につきましては、市町村、県におきまして、こういった条約が改正される。基本的に、ということかというのが問題だと思います。今までやってきたなかで、たとえば、リースや清掃などがありますが、こういったものが4月に入ってから、動くということはすぐには動かない。予算が通って、どちらかという、債務負担のなかで。こういったことを防ぐというのが、このたびの基本的な改正にあるというふうにご理解していただいて、この条例ができたから、特別なことが起きるということではない。このように理解していただければと思います。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 医療、介護に関するもので、内容としまして、今想定されています診療報酬の請求業務、カルテ管理業務、検査業務等がありますが、施設基準にかかわらないものにつきましては、入札を施行できると考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございませんか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 3回目の質問をさせていただきますが、副管理者の方から先ほど話があったのですが、そうしますと、今年度に終わった業務委託をしている業者さんがそのままそっくり4月1日以降も長期継続契約を結んで行うということによろしいのですか。それから、先ほど、私の質問の中で、借り受けは5年、保守は3年ということでありましたので、1点質問ができなかったのですが、第2条の5番、施設の警備、または、清掃に関する業務委託の契約、この点については、どのように。今、どこがやっているか、私も分からないのですが、同じようなところがまた、同じように契約するのか、それとも、そういったなかで、見直しを図って、指名競争入札を行ってやっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（齋藤軍雄君） 私が申し上げましたのは、この機械のリースや、今ご質問の清

掃の問題とか、こういったことは、4月1日からどんどん始まっているわけですね。それを本来なら、4月に入って、改めて契約をしていくとか、入札をするとか、あるいは、見積もりをとるとか、そういうことになるわけです。ところが、3月中に動いているのですね。実際に、これをそのまま見逃すというのはまずいだろうというのがこのたびの改正にある条例にあるということであり、これは、お分かりいただけるかなと思います。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えいたします。先ほどのご質問のなかで、今現在、単年契約をしているのがそのままいくかということではありますが、当然、入札を実施いたしますので、指名競争入札を実施いたしますので、そういう限りではないと思われま。また、先ほどの5番の施設の警備、清掃に関する業務委託ということではありますが、警備はまだ入札を実施しておりませんが、清掃に関しては、すでに入札を実施しております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質問ございませんか。黒澤功君。

議員（黒澤功君） 長期契約については、いろいろな制度上とか、いろいろなメリットを考えてよろしいかと思うのですが、なかに、リース等はそのままでいいかと思うのですが、業務委託等で、いろいろな経済状況が大きく変化したりする、そういった場合に、たとえば、5年契約をして、金額が大きく年の経済状況と変化してしまうような場合が出てくるとい心配があるかと思。そういう意味で、契約は数年にわたってやっても、1年ごとのそういうものが必要なのではないかという気がします。そういう意味で、そういう条文を入れておく必要はないのかどうか。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） お答えします。今現在も契約の条項の中に入っておりますが、疑義が生じた場合には、甲乙両者協議の上、応じるということですので、その辺については、問題ないかと思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質問ございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第14 議案第9号

議長（松本啓太郎君） 日程第14、議案第9号、平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第3号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 平成17年度、多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正では、第3条で示しておりますとおり、収益については、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益で、当初予算額に対し、2.9%、1億9,167万1千円の減額補正、第2項、医業外収益で2.3%、783万4千円の増額補正であります。第2款附属外来センター事業収益では、第1項、医業収益で7.8%、1億5130万円の増額補正、第2項、医業外収益で0.9%、80万円の増額補正であります。支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用で、45万7千円の増額補正、第2項医業外費用で1,589万円の増額補正であります。第2款附属外来センター事業費用、第1項医業費用で、1,125万6千円の増額補正、第2項医業外費用で、890万円の増額補正をするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。
なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明いたしますので、よろしく
お願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 詳細について、ご説明申し上げます。今回の補正は、第3条で
示しておりますとおり、収益については、第1款、病院事業収益、第1項、医
業収益で当初予算額に対し、2.9%、1億9,167万1千円の減額補正、
第2項、医業外収益では、2.3%、783万4千円の増額補正であります。

主な内容としまして、医業収益の入院収益で、当初予算で想定した入院患者
数に比べて、1日平均4人、延べで1,421人の増加が見られるものの、患
者1人当たりの診療単価が当初想定より減少となり、3.5%、1億9,82
6万2千円を減額するものであります。外来収益は、救急患者数は減少したも
のの当初予算額に対し、1%、659万1千円の増額補正です。

第2項、医業外収益では、預金利子の減少により、4万円の減額、補助金の
変更により15万7千円の減額、その他医業外収益では、医師賠償保険金の受
け取り等で803万1千円の増額補正となっています。

第2款、附属外来センター事業収益では、第1項、医業収益で当初予算額に
対し、7.8%、1億5,130万円の増額。第2項、医業外収益で0.9%、
80万円の増額補正であります。

内容としまして、外来収益で外来患者の増加に加えて、外来センターの診療
所化、化学療法等の実施に伴う診療単価の上昇によるもので、1億4,200
万円の増額。その他医業収益の公衆衛生活動収益で、健診事業の増により、5
30万円の増額、医療相談収益では、脳ドックを含めた日帰り人間ドックの増
加により、100万円の増額、その他医業収益では、診断書料等の増により3
00万円の増額、医業外収益では、800万円の増額となっております。

支出では、第1款、病院事業費用、第1項医業費用で、45万7千円の増額
補正、第2項医業外費用で5.4%、1,589万円の増額補正であります。

その主な内容としまして、医業費用のうち、給与費では2.8%、1億69
7万3千円の減額、材料費は当初、医業収益に対し27%を想定してありまし
たが、29.4%が見込まれ、1億1,326万円の増額補正であります。経
費は、賃借料、委託料等の減額等により、1,083万円の減額補正です。資
産減耗費は、個性資産除去費で500万円の増額。医業外費用では、消費税で
60万円の減額、雑損失として、医療過誤による賠償金支払で1,000万円
の増額、雑支出で649万円の増額補正であります。

第2款、附属外来センター事業費用では、第1項、医業費用で0.5%、1,
125万6千円の増額補正、第2項、医業外費用では、6.2%、890万円

の増額補正でございます。

その主な内容は、医業費用では、給与費で非常勤医師の賃金2,800万円の増額ですが、全体として、3,749万4千円の減額、材料費については、6,800万円の増額、経費については、1,850万円の減額、研究研修費で75万円の減額であります。第2項、医業外費用では、消費税で440万円、雑支出で450万円の増額をお願いするものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第9号、平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第3号について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

第15 議案第10号

議長（松本啓太郎君） 日程第15、議案第10号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 平成18年度、多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年度に予定される診療報酬改正は、前回の改正を上回り、過去最大の引き下げが見込まれ、今まで以上に医療を取り巻く環境は厳しい状況になることが予想されます。

このような状況のなか、研修医制度による医師の不足が問題となっておりますが、医師を確保し、安定した良質な医療を提供することに努めていきます。また、地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分

担と連携を図りつつ、より一層信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

附属外来センターにおいては、さらなる診療体制の充実を目標とし、患者サービスの向上を図り、患者数の増加に対応すべく、特に医師の確保に努めてまいります。また、検診事業については、各事業所からのさまざまな検診事業の受け入れを検討し、利用者の増加を図っていきたいと思っております。

依然として、厳しい状況ではありますが、地域住民の皆様方に良質な医療サービスを提供することを第一に、職員一丸となり、一層の経営改善ができるよう努力いたします。

平成18年度予算については、第1款、病院事業、第2款、附属外来センター事業、第3款、訪問看護事業として計上させていただきました。以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 詳細について、ご説明申し上げます。第2条の業務の予定量は、公立藤岡総合病院で入院は病床数391床、稼働率91%を想定し、1日平均入院患者数356人、年間延べ患者数12万9,901人、外来では救急患者と透析患者を合わせて、1日平均患者数102人、年間延べ患者数3万7,334人を予定するものであります。

附属外来センターでは、稼働日数294日で、1日平均患者数793人、年間延べ患者数23万3,000人を予定するものであります。訪問看護事業では、年間延べ利用者数4,932人を予定するものであります。

第3条は収益的収入および支出の予定額であります。第1款、病院事業収益では66億1,585万7千円、内訳として、医業収益が95.7%、63億3,094万1千円、医業外収益2億5,778万8千円、特別利益2,712万8千円であります。

第2款、附属外来センター事業収益は、21億6,536万4千円、その内訳として、医業収益が96.1%の20億8,075万円、医業外収益8,459万9千円、特別利益1万5千円であります。第3款、訪問看護事業収益は4,376万6千円で、その内訳は、事業収益4,369万円、事業外収益7万6千円であります。

次に、支出について、申し上げます。第1款、病院事業費用は、70億9,669万6千円で、その内訳は、医業費用68億1,158万5千円、医業外費用2億7,960万9千円、特別損失500万2千円、予備費50万円であります。

主なものとして、医業費用では給与費が医業費用の55.4%、材料費が27.1%、経費で12.6%を占めております。

第2款、附属外来センター事業費用では、24億1,095万円で、その内訳は、医業費用22億5,954万8千円、医業外費用1億5,090万1千円、特別損失1千円、予備費50万円であります。

主なものとして、医業費用では給与費が36.8%、材料費が21.2%、経費で27.9%を占めております。

第3款、訪問看護事業費用は、4,019万2千円で、その内訳は、事業費用4,001万円、事業外費用8万2千円、予備費10万円であります。主なものとして、事業費用では給与費が82.4%を占めております。

第4条は、資本的収入および支出で、第1款、公立藤岡総合病院では、資本的収入1億5,673万3千円で、その内訳は、企業債償還元金分の市町村負担金1億5,335万1千円、固定資産売却代金338万2千円であります。資本的支出は、2億4,455万1千円で、すべて企業債償還金であります。

第2款、附属外来センターでは、資本的収入7,704万9千円で、企業債償還元金分の他会計負担金であります。資本的支出は、企業債償還金の1億1,978万5千円であります。

平成18年度病院事業会計といたしまして、病院事業では、4億8,083万9千円の赤字予算、附属外来センター事業では、2億4,558万6千円の赤字予算、訪問看護事業で357万4千円の黒字予算となり、病院事業合わせて7億2,285万1千円の純損失を計上しております。

経営環境は非常に厳しい状況ですが、地域住民の皆様には良質な医療を提供することを念頭に、改善計画等により目標を定め、職員一丸となり経営改善を進めていきます。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。なお、お手元の経営改善計画について、企画経理課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） それでは、平成18年度経営改善計画について、説明させていただきます。まず、病院事業の現況と課題であります。平成14年度から3年連続の単年度赤字により、平成17年度3月末現在の累積欠損金は、26億7千万円にのぼります。平成17年度決算想定では、新町からの財産処分金等を含めても、約4億円の損失が想定され、平成17年度末累積欠損金は、約31億円になる見込みであります。損益赤字に伴う深刻な資金不足により、平成17年度は、構成市町村からの3億円の長期借り入れにより、運営を継続している状態です。

平成18年度は、診療報酬改定による収益への影響は避けられません。当病院事業では、2%の収益減を想定し、損益状況においては、厳しい経営が予想されます。平成18年度の改善計画は、このような状況を踏まえ、前年に引き続き、病院職員の意識改革を図りながら、良質なサービスの提供、より適正な収入の確保、薬品や診療材料の適切な管理、経費の削減等のさらなる改善に積極的に取り組んでいきます。

まず、1番目としまして、診療体制の整備。研修医制度により医師不足を招いておりますが、今後も引き続き、大学への医師派遣要請、シニアレジデントの採用等、広報により積極的に行っていきます。また、医師の確保につきましては、医療法の法定数の確保は当然であります。地域住民の需要、地域医療機関との連携を踏まえ、地域で必要とされる診療科の医師の確保を行っていきます。

2番目に収入の確保。入院収益につきましては、病床稼働率90%を超えておりますが、診療単価は減少傾向にあります。鬼石病院、地域医療機関との連携を強化し、急性期、慢性期の役割分担により、効率のよい病床利用により、診療単価の確保を目指していきます。また、服薬指導、栄養指導等の内容充実により、患者サービスの向上と収入の確保を図ります。外来収益につきましては、診療提供体制の整備、診療開始時間の徹底、地域医療機関との連携強化により、収入を確保していきたいと考えております。

3番目の費用の削減ですが、まず、1番として人件費の削減。これにつきましては、前年度に引き続きまして、医師、看護師以外の退職者につきましては、原則として、補充採用を行わないものとしております。職員の各種手当につきましては、支給対象範囲の単価について見直しの適正化を図っていきます。また、平成18年度人事院勧告による新給与体系、人事評価システムの確立により、給与の格付け、および、昇給昇格の適正化を図り、また、収入とそれに見合った費用のバランスを図るために、職員給与費の削減をも検討していきたいと思っております。

2番目に、材料費の削減であります。公立藤岡総合病院の材料費につきましては、17年度決算見込みで、医業収益29.4%、前年より0.7%改善されております。平成18年度は、医業収益に対しまして、28%台を目標に削減を図ります。材料費につきましては、他病院との情報交換を促進するとともに、共同購入、一括購入などを検討してまいります。また、薬事委員会等の活用により、定期的な在庫の見直し、在庫量の適正化、同種同効薬品および診療材料の見直しによる品目数の削減を図っていきます。

3番目に経費の削減ですが、業務委託契約の見直しとして、受付業務、医事業務、施設管理業務、清掃業務などの契約内容の再点検、見直しにより、

削減を図りたいと思います。また、先ほどの長期継続契約の活用により、導入が有利なものについては、順次切り替え、コストの削減を図ります。消耗品の削減ですが、コンピュータ等の有効利用により、用紙等の削減、医業収益に対する目標率を設定し、削減を図りたいと考えております。

5番目に、職員の適正配置、業務委託化。現在の病床100床当たりの経営指標による職員数は各部門において、全国類似病院平均を上回っております。医師、看護師以外の退職者の補充を原則に、直営式と委託方式の比較を行い、業務の計画的委託化を図っていきたいと思います。

6番目に、医師住宅用地の売却であります。現在、小林に2箇所の医師住宅用地を所有しております。約10年以上にわたりまして、医師の利用者がありませんので、土地管理、老朽化した建物の管理費を削減するために、土地の売却を計画しております。

7番目に組織形態の検討であります。現在、財務規定を一部適用しておりますが、組織や職員人事など、経営にかかわる権限と責任の明確化をはかり、病院事業の効率的、合理的運用のため、また、職員の意識改革を促し、より自立した経営基盤の確立に向け、構成市町村と連携し、組織形態の検討を行います。

4ページから5ページまでにつきましては、17年度の決算見込み数字と、18年度の目標数字を示してあります。また、この改善計画では、赤字解消のために、すでに土地売却など18年度予算に盛り込んであるもの、また、目標数字によりまして、18年度中に改善を行っていくもの、構成市町村と連携による検討を行っていくもの等を挙げております。以上、改善計画の説明とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 当初予算について、何点が質問させていただきますが、まず、質問の、予算の中身の前に、昨年の17年の当初予算を1年前の今頃の議会は議論したのですね。認めたわけですけども、その認めた当初予算が5月に入って、どうもこのとおりにはいかないということで、病院の内部では、市町村からの借り入れの計画をしていたようでありまして、以前にも申しましたように、私どもは皆さんがきちんと精査に精査を重ねて、この予算を出してくれたものと、そういうことを前提にして、議論をさせてもらっていますので、まず、18年度の当初予算は、きちんと精査に精査を重ねて、これでいけるというように出したのか。その点について、まず、初めに、管理者に答弁をお願いいたします。そうでないと、いくら議論しても議論になりません。企業会計だから、これから患者さんが何人来てくれるか分からないのだから、どうだとか。今度、決算になりますと、使った金だから仕方ないのではないかという議

論になってしまいますので、まず、きちんとそういうことで出していただけたのか、そのことを管理者がまず最初に答弁をしていただきたいと思います。

それから、だいぶ診療報酬の改定云々ということで、先ほどの説明でも、厳しい状況なんだということをおっしゃっていますが、前の議案で聞けばよかったのかもしれませんが、補正3号の数字を17年度、患者1人当たりの診療収入に当てはめると、これ17年度は、いくらになりますかね。これ入院の方でいいですね。14年度が3万8,655円、15年が4万1,389円、16年度が3万9,972円なのですが、17年度が先ほどの補正でどうなったのか。それと合わせて、外来もそうですね。外来も14年度が6,943円、15年度が7,907円、17年度はどうなるのか。それから、18年度は4万1,637円、入院の方で。外来の方で8,200円となっておりますが、この辺の根拠。

それから、固定資産の売却代金、2千数百万円計上されていますが、これは当然、競売法に基づいて処理していくのでしょうか、指名入札でいくのか、あるいは、一般競争入札でいくのか、その辺のことも含めて、この固定資産の売却についての詳細を説明していただきたいと思います。

それから、一時借入れの限度額を10億円、今年は10億円と設定したわけですね。昨年度は5億円というふうに設定したのだけれども、一時借入れの関係があって、実際には2億なんだと。そのなかで切り回しをしてきたのでしょうか、この10億の数字は、どこに根拠があるのかな。これ以前、議員説明会で提出された資料なのですが、短期借入れだとか、あるいは、短期借入れの償還等を除いて、全部その月その月で計算してみると、6月が大きいですね。マイナス2億5,900万円ですか。それから、9月が2億4,000万円。一番大きいのが12月、3億2,000万円ぐらい。いわゆる収入と支出のタイムラグみたいなものを調整するために、一時借入れ制度が設けられているのでしょうか、これは当然、職員の皆さんの賞与だとか、起債の償還の時期だとか、いろいろあるのでしょうか、ちょっと17年度に比べて、5倍ですか。資金的に運用するということになる、昨年は5億だけれども、さっきもいったように、一時借入れが償還できません、3億円ばかり年度内に償還できませんでしたから、その分があるので、2億円しか使えないんだというような説明だったかなと思うのですが、10億円という設定の根拠。

それから、盛んにその医師の確保ということをおっしゃっていました。16年の4月1日から医師法の改正に伴って、臨床研修制度が若干変わったと思うのですが、この臨床研修医は今日までこの病院には何人来ていて、これは2年間だと思うのですが、16、17と研修してくれた方は、当然、ここでそれぞれの病院を選択するのでしょうか、公立総合病院に残ってくれる方はいらっし

やるのでしょうか。富岡は5人ぐらい残るといような話を伺っているのですが、盛んに医師の確保ということなのですが、なかなか途中から先生が来るのは難しいと思うのですが、その辺についてはどうなっているのでしょうか。その辺についても、答弁をお願いしたいと思います。

それから、3億円を市町村に貸していただきたいということで、去年の8月、臨時議会まで開いて、いろいろ議論のすえ、貸し付けることになりました。そのところで、説明の資料を見ますと、そのときにいただいた4ページをみてみますと、新町の清算分2億7,400万円、それから、市町村から借り入れる3億円、これらを借り入れても、繰り越せる、18年度に繰り越せる金額は4,372万7千円という資料を出してきたわけですね。実際には、3億円余り、17年度から18年度に繰り越せるのですが、8月にそのように説明して、現段階でも3億円繰り越せる。そうすると、何のために、3億円、構成する市町村から借りたのか。盛んに、今までとおりの数字だと、こうなるんだとおっしゃっていますが。なかなか私には理解できない。最初からこんなことはありえないので、少なくとも2億から2億5千、うまくいけば、3億繰り越せるのでしょうか。したがって、根拠のない数字だから、私はこの3億円の借り入れに反対をした。藤岡市議会でも大変な議論になって、これ返せるのですか、返していただけるのですかという議論がありました。そこで、担当の部長さんは、病院を信じているから、返してもらえるから、返せるんだというふうにおっしゃったのですが、確かに、その4千何百万は3億円を繰り越せるのだとすれば、いいのでしょうか、今年のその数字ですか、見てみますと、これも同じ説明会の資料だったのですが、説明会の資料の20ページ、これ皆さんが本気で今年度改善していきます、改善していくと、単年度の現金収支が17年度はマイナス1億1,726万円だと、過日、私はこの件について、病院の担当者に問い合わせたところ、17年度はマイナス1億6,700万円。私どもに示した数字よりも、約4,970万円、5千万円ほど資金不足が生じているのです、説明したよりも。では、18年度はどうかというと、18年度は778万7千円のプラスだという資料を出した。18年度議会に提案された数字をこの計算式に当てはめると、どうなるかと問い合わせしたところ、マイナス2億1千万円。両方足しあげると、すでに、1年経過していないのに、5年後に3億円返せませすという根拠がもう半年でマイナスの2億6,752万7千円の開きが出ている。これは私は当然返せないような気がしている。今まで返せませすと私どもに説明してきたのでしょうか、これでも返せるのかどうなのか、この辺の数字も含めて、きちんと返せるのか、藤岡市のみならず、吉井も神流町も大変な状況のなかで、一般会計を予算組みしているわけでしょうか、この辺については、どのような見解なのか。以上、1回目の質問といたしますので、明快に答

弁をしていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今年度、新年度予算の提案にあたりまして、昨年、予算議会でいろいろ議論いただきました。そのなかで、昨年度も佐藤議員からいろいろご指摘いただきましたが、病院会計というなかで、日々、患者さんの数などで動く、それも踏まえながら、精度の高い予算を提案させていただいたと思っております。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） まず、18年度の入院の単価の想定であります。17年度の最終的な単価、入院の方は1日4万2,500円とみております。これにつきましては、その後に診療報酬改定、約2%減ということを見込みましたので、1日当たりの単価を4万1,630円に設定させていただきました。それから、一時借入金の10億円の根拠であります。18年度の年間の資金の減少、2億1千万、それから、12月のピーク時、これは12月の賞与を4億2千万、同月の業者支払につきましては、2億6千を想定しております。これをプラス、支払基金国保からの入金若干最近遅くなっておりますので、1億円を予備として、合計10億円の限度額に想定しております。

それから、8月の説明での資料と違うということで、ご指摘がございましたが、これにつきましては、8月の説明のときに、診療報酬改定、給与改定につきましては、不確定要素につきましては、算定をしておりませんということで、説明を申し上げております。今回のように、全体で3.6%の診療報酬改定ということは、想定しておりませんでした。以上です。

議長（松本啓太郎君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） それでは、外来センターの18年の1日単価について、ご説明申し上げます。1日当たり8,200円ということで、予算計上しております。内容につきましては、診療報酬の改定、マイナス1.4でみております。内容的には、院外が97%院外に出ている関係上、マイナス1.4でみさせていただきます。以上です。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（黒澤美尚君） 医師住宅の売却につきまして、現在、藤岡市小林444番地に457.02㎡、また、小林塚原73および74番地に744㎡で、合わせまして1,201.02㎡ございます。医師住宅につきましては、今後必要があれば、マンション等借り上げていく方向でありますので、土地につきましては、売却し、現金化をしていきたいと思っております。売却方法につきましては、一般競争入札方式になると思いますが、今後、管理者と相談をして、実施していきたいと思っております。また、価格につきましては、平成17年7

月現在の相続税表価格を参考にさせていただきます、その時勢価格を約8割といたしまして、帳簿取得価格なのですが、338万2,140円ですので、それを差し引きまして、価格を固定資産売却益といたしまして、2,662万3千円計上させていただきました。ちなみに、評価額につきましては、小林444番地の価格であるのですが、8につきましては、3万5千円、1㎡あたり。444番地9につきましては、3万2千円、また、小林塚原につきましては、2万9千円というふうになっております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 新医師臨床研修制度にかかる件について、お答えいたします。

16年度より新臨床研修制度が発足いたしました。当院は16年度より群大病院の協力型研修病院として発足し、17年度より当院独自の管理型研修病院として始まりました。現在までに、研修医、16年度においては、群大病院より、これは群大病院の研修医です、群大病院の研修医が1名、17年度につきましては、当院の独自に採用した研修医が1名、群大病院より1年次2名、2年次2名の計5名を受け入れております。18年度につきましては、当院独自の研修医が、管理型研修病院として採用した者が3名、群大病院より2名の研修医を受け入れることになっております。

そして、今年度は、16年度に始まりました研修医制度3年次において、研修を終えた医師がどのような移動をするかということでございます。これは現在、主として群馬大学病院に後期研修医、単年次の研修医として帰属を明らかにした者が64名、県内の研修病院としての帰属した者が前橋日赤に5名、伊勢崎市民病院に1名、富岡総合病院では2名でございます。そして、今年、その病院に後期研修として参加する者は、おのおのの病院における独自に採用した研修医が帰属しているということでございます。そういうことで、当院においては、来年度、19年度に初めて当院で独自に採用した研修医がおりますので、その者に期待していく。やはり、帰属は群大病院の研修医はやはり、群大病院に戻っていく。そして、病院独自でプログラムで採用した者はその病院に後期研修を希望するということは、どこの研修病院でも同様でございます。

そして、これは県においても、群馬県の医師そのものの絶対数が減っているということで、非常に問題になって、18年度は医師確保のために約2,800万円の新たな予算計上がされております。後期研修を積極的に地域の研修病院で行うようにということで、1か月当たり、そういうものを希望するものについては、月15万の補助をする。そして、ある期間、補助を受けた期間の1.5倍勤務すれば、返還義務はない。その際には、研修病院であれば、どの病院でも対象となるという取り組みをしたところであります。

一番問題であるのは、18年になりますと、群大病院の3年次の後期研修医、

それから、県内の病院に入れたものすべて合わせても、74名ということであり、それらの医師が結局、いろいろな地域の医療を支えていくことになるわけですが、これは、平成15年度まで新しい臨床研修制度が始まるまでは、研修医そのものが群大病院にほとんど帰属したわけですが、119名。そして、それらのものがそのまま群馬県に帰属したわけですが、74名ということですが、そういう数字が出ているために、非常に群馬県そのもの全体が行政がやはり危機感を持って、いろいろな対策を講じ始めたということが現状であります。

当院においては、今年度は、独自の研修医が3名おりますので、そのものたちをいかに地域が温かく支えて、そして、よい教育をするか。こういうことが研修医がこの地域でさらに勤務して働いていくということの根本であろうかと思っております。やはり、地域そのもの、これは患者さんだけでなく、医師、病院に勤務する者もすべてであるし、あるいは、地域を支える住民の方々、議員の皆さん方、その温かい支援があってこそ、医師がよりやりがいを持った環境が作られていくと思っております。私としては、院内において、いかに、研修ということが将来の病院を決める岐路となるか、重要な要素であるかということで、取り組んでいるところであります。以上です。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 最後の3億円の返済ということで、質問があったかと思っておりますが、17年度の想定、それから、18年度の予算想定からみまして、23年度まで現在の状況のなかで考えますと、3億円の返済については、厳しい状況だと思っております。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） それでは、今の質問にお答えいたします。当初予算1人当たり7,750円が補正の段階で8,320円にさせていただきました。570円の増でございます。この内容につきましては、1人単価ということで、化学療法の患者数の増、あるいは、病院から診療所になったための若干でありますけれども、患者さんに負担していただく、その増、それから、検体加算等のものの段階で、570円ほど増えております。また、患者数も1,460人ほど補正を増でさせていただきました。以上です。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） まず、臨床研修医の関係については、私はあまり細かいところの知識がありませんけれども、この病院を選んでくれて、研修に来てくれた方

がこのままこの病院の医師として勤務してくれることが一番いいのです。ぜひ、そういう答弁で、私もまったくそのとおりだと思うので、そのことについては、そういうことのなかで、そのように、この病院に勤務してくれるように、いろいろな形のなかで、やっていただければというふうに思います。

固定資産の売却の件なのですが、基本的には、一般競争入札でいくのだと、しかしながら、これは決定していないから、管理者と相談するんだという答弁でしたが、管理者はどのように考えているのでしょうか。それから、人件費の件なのですが、基本的には、退職者を補充しないようにとか、いろいろなことをおっしゃっていましたが、給与費の明細書を見ると、一般職で14人ぐらい増えるのですか。9ページに、特別職が前年度は25、一般職は543、前年度が529、プラス14と書いてあるのですね。これは基本的に、どういった職員が増えるのでしょうか。その人件費も3,300万円ほど計上されているのですが、その辺についても説明をお願いいたします。

それから、確かに管理者がおっしゃったようなことは、私も十分理解しています。企業会計ですから、これから患者さんがどんな病気で何人来てくれるか、分からないから、当然これは医業の収入は分かりませんよね。だけれども、義務的経費、特に、人件費などは他のところに流用してもいけないし、お金を持ってきてもいけないということで、極めて、議会の議決が必要だということで、特に、人件費については、大事に扱っているというか、厳しく扱っているということなのですが、先ほど、冬木議員さんのその辺についての質問だと、これから職員だとか、病院の幹部だとか、いろいろと相談して、決めていく、どちらにもとれるような、極めてあいまいな答弁だったのですが、この辺は、これから1年間やってみないとわからないという数字ではない。明確に出ている数字で、明確にわかる数字なのです。これについて、どうなのですか。この辺はきちんと精査して、このとおりにやっていけるというふうに私は理解しているのだけれども、何度も言うようですが、まだわからないのですよ。そうすると、また、年度の途中で、皆さんの給与、基本的な部分をカットするんだという可能性もあるというふうにとれるのですが、今一度、ここを明快に答弁していただけませんか。

それから、一時借入れの限度額、確かに、課長さんがいろいろと、それはただただ単純にその月のいつもの月より余分にかかりますよというのを足し上げただけなのではないですか。その月には、きちんと収入もある。これをきちんと収入と支出を計算すると、一番多い月では、17年度ですよ。これは皆さんが出した資料ですから。いろいろな収入と支出が詳細にわたって書かれていて、おおむねこれぐらいだと、したがって、これを単純に計算すれば、12月が一番多い。収入と支出の差が最高で17年度は3億2,300万円ぐらい。

それ、もう一度、課長、ちゃんと答弁してくれませんか。ただ、12月はボーナスがあるのです、あれがあるのです、これがあるのですよ、いつもの月よりこれとこれが増えるから、10億円だというのは、通りませんよ。いろいろなことを考えると、どうも、限度額の10億だとか何かを設定したということになると、本当に私の想像をかきたてるのだけれども、どうもこれは何か途中で、人件費が何かをやるのではないかと。当然、このとおりにはいかないのだから、とりあえず、この限度額を少し去年よりも何倍にも設定しておきましょうよというふうにとれるのですが、そういうことはないのでしょうか。そのことについても、今一度答弁をしていただきたいと思います。

まず、人件費だとか、その辺について、管理者の方から、きちんとした答弁をしていただけませんか。医業収入だとか、変わるということは、百も私の方も承知しておりますので、ただ、人件費や事務的経費については、これは大幅に変わることはありませんでしょうから。そういう意味で、答弁をしていただきたいというふうに思います。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） それでは、最初に私の方から給与費の明細について、答弁させていただきます。明細の9ページでございますが、前年度比較で、前年度は先の9号議案で明細書を示してありますが、補正後が529人ということになっております。そして、18年度の予算の給与費の明細に入りますと、17年度、前年度が529で、18年度の採用予定が14を予定して、543名ということで計画しております。この14名の内訳でございますが、リハビリ関係で2名を予定しております。これについては、リハビリについてはまだまだ需要性が盛り込めるし、また、必要性もあるということで判断しております。それから、改善計画にもありましたが、医師、看護の増員はないということですが、計画しておりませんので、リハも含みますが、看護師が12名の増員予定でございます。これは、看護師はなかなかここ2、3年、思った人員が確保できません。ですから、いつも不足・不足の状態です。年度決算を迎えております。ですから、新たに増員というふうな、現状からプラス12名というふうには判断していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） まず、土地の売却の件ですが、一般的には、一般競争入札で売却していきたいというふうに思っております。また、先ほど、前の議案につきまして、冬木議員さんの特殊勤務手当のところでの一般給与についての話がありましたけれども、先ほどの質問と今の佐藤議員さんの質問で、場面が、目的が違うというふうに思っております。給与につきましては、基本的に、働いた職員の、働いた人の手当でございますので、それは守っていかなければいけな

いと思っております。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 10億円の限度額の関係ですが、先ほどの資料にあります、12月の月が終わってですと、3億2千という単月の赤になります。ただ、12月の中で、ボーナスを出しますその後に給与が出ます、それから、最後に業者支払ということで、途中の収入が社会保険だけの収入になりますので、当然、月のなかでは、借りたものについて、だぶる部分が出てまいります。それで、12月につきましては、賞与分の4億2千と、最終の業者支払の分を計算しております。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 一借りのところは、そういうことではないんだよね。苦しい答弁をしているから、もういいですよ。私の方で承知していますから。どうしても、答弁できないのでしょうか。それはいろいろ数字はこうだといわれると、答弁できないと思いますよ。これ以上、追求すると、いろいろとあれでしょうから。

人件費の件については、市長さんが明確に今年はその辺はいじらないといった。そういうふうに理解をします。3回目だから、後であいまいな答弁をしないでください。私はそのように理解をします。今年の基本給その他のところの人件費、当然これは、手当だとかの部分ではすでに改善計画等も出ていますから、それはそれで実施するのでしょうか。しかし、この基本的な部分には、いじらないんだと、このままいくんだというふうに、私は受け取りますから。もし、違うのであるならば、明確にそれは違いますと、3回目で最後に答弁しておいてください。後で議会でああだとか、こうだとかいうのは嫌ですから。

3億円は返せない。返せない確率が極めて高いということなのですね。ところが、議員さんは、当然そういう約束でやったのだから、みんな返していただけないというふうに理解をしています。当たり前の話なのです。公の場所で、返せませう。今後、こういうことはありませんかということに対しても、この議会だったか、藤岡市議会であったか、わかりませんが、こういうことはないと思いますというふうに答弁していると思う。病院を今の現状でどうしていくか。私は以前から早くから一昨年の夏から、きちんと病院と構成する市町村がきちんとテーブルについて、協議を始めてください、抜本的な協議を始めてくださいと何度もお願いをしてきたのだけれども、ずるずるずるずるこういうことになって、こういうことで経営改善検討委員会ですか、こういうことも立ち上げたらどうですかと私は申し上げてきました。立ち上げたようですが、どういうメンバーでどういう活動をしているのか、わかりませんが、いずれにしても、きちんとこういうことで明確にこういうことでやっていきますというタイム

スケジュールみたいなものをきちんと示していただけませんか。いつまでにこの検討委員会できちんと協議をしていくんだ、この結論に基づいて、こうしていくんだというふうにしていかないと、いつまでたっても、こういう議論ですよ。毎回毎回こういう議論になってしまう。一步も前へ進まない。改善します、改善しますと。いろいろ改善していただいていることは私も認めますが、余りにもこのままでは町村がまいってしまいますよ。

それから、人件費の件なのですが、今、私はそのように言いましたが、非常にいろいろな問題があって、院長先生は医師の給与をきると、この病院の存続は不可能だとおっしゃいました、以前。看護部長さんがいらっしゃるようですから、仮の話をする、また叱られそうですが、現実、看護師さんの基本給みたいなものを仮に10%なり、15%なり、今後、やるとすると、看護部ではどういう問題が発生するというふうにお考えですか。

それから、技師の部分なのですが、この診療技術部、この責任者はここにありますか。診療技術部でも、やはり、そういうことをした場合には、どういう問題が発生するというふうにお考えでしょうか。いずれにしても、この病院がきちんとこの地域に存続をして、この地域の人の健康を守っていくことが大きな目的なので、いろいろな意味を含めて、その目的がきちんと達成されなければ困りますので、そういう意味も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

最後に、管理者に明確な答弁をしていただいて、スケジュール的なものが、それがそのとおりいくかわかりませんが、今の市町村のなかで、管理者のなかで、頭に描いているものがあるとすれば、その辺の答弁をしていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後2時20分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 打ち合わせが長くなり、申し訳ありません。前段の3点ほどの質問について私の方から答えさせていただき、その後、管理者からお答えをいただきたいと思います。

まず、人件費についてですが、これにつきましては、先ほど、管理者も申し上げましたとおり、働いた対価ということでございますので、今年度は予算に計上した範囲で執行させていただきたいという形で考えております。人件費という大きなくくりで申し上げますと、先ほど、改善計画にもありましたが、部分的な委託を含めて、たとえば、退職した職員がいれば、そこを補充しないで、

委託を含めて人件費の総枠ではなんとか抑えていきたいと考えております。

3億円が返せないのではないかと考えてございます。今の段階で私が申し上げられますのは、病院が一生懸命努力をして、返せるように努力するしかないというふうに思っております。ぜひ、温かく見守っていただきたいと思いますが、ぜひ、よろしく願いいたします。

それから、改善計画のスケジュールでございます。実は、この点につきましては、市長から命を受けまして、自治体病院協議会、それから、総務省の方へまいりまして、抜本的な改革では何かないでしょうかという話で、聞いてまいりました。その結果、まず、目につくのは、人件費を抑えることだとか、いろいろありますと、ただ、地域医療を今のままでこれからずっと続けていくとすると、非常に問題点があるので、組織そのものを考え直す必要があるのではないかとこの指導もいただきました。つまり、独立行政法人化にするとか、外部委託を極端に増やしていくとか、いろいろな方法を提示されました。従いまして、経営改善検討委員会では、その方向をいくつかのしぼった形で議論し、管理者の方へ提案していきたいと考えております。それには、ちょっと時間が、いつまでということは申し上げられないのですが、18年度中には、なんとか管理者のほうへたたき台としてあげてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 看護部長。

看護部長（石田茂子君） 答えさせていただきます。看護職は今でも採用が困難なところがあるのですが、これ以上、条件が悪くなると、やはり、適正な人材が確保できなくて、看護のレベル、それから、医療のレベルが低下すると思います。その結果、患者様に迷惑、皆様に迷惑をかけるような結果になると思います。人員を確保していただいて、そして、皆様に満足いただける、その結果、3億円返せるように努力をしたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 診療技術部に関して、お答えいたします。診療技術部、人件費等が削減された際に、どういう影響があるかということでございますが、当院の診療技術部の職員が特別、他の同じような公立病院、あるいは、民間も含めて、特に、給与が高いわけではございません。ただ、問題であるのは、給与は同じであるかもしれませんが、1人当たり取り扱う件数そのものが他の公立病院に比べても低いということでございます。それだけ暇であるということでもあります。そういう面では、職員、これは診療技術部の職員そのものの責任というわけではございません。これは、医師が拡充し、オーダーが多くなれば当然、それに伴って、業務量は多くなります。ただ、現状において、単にいろいろなところと比較すると、やはり、中身においては、余裕があるという状況であり

ます。そういうことで、職員にとっては、やりがいがない、もっと働きたいのだけれどもという者もいるでしょうし、楽だからというふうに、それを逆にとる職員もいるかと思います。そういうことで、診療技術部においては、いろいろなことが想定されたとしても、診療そのものにそれほど影響は受けないと思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先ほど、経営管理部長の方から給与の面、また、経営改善に向かったの説明がありました。私は経営管理部長等に総務省、また、自治体病院協議会の方へ行って、いろいろなシュミレーションの中で、どういった手法で経営改善に取り組んだらいいのかということの研究してきてほしいということで、東京の方まで行ってもらっています。そのなかで、総務省が単純に指摘するのは、組合、いわゆる市町村がもっと負担しなさいよというのが端的な指導でありました。では、同じ総務省の中で、三位一体改革といわれるなかで、地方の負担、地方に対する国の支援が下がってきている、これに対して、同じ総務省の人間でありながら、そういう発言が、違う部署だから仕方ないといえ、そうなのですが、同じ政府の人間、同じ総務省の人間がそれだけ温度差が違う。また、診療報酬の値下げということは、厚生労働省の考え方。こういういろいろなところが分離したなかで、指導してきています。ただ、われわれとしましては、この予算を皆さんにご提案申し上げたわけでございます。これはやはり、執行、このパイブルとして、目標として、これはやっていかなければいけない。ただ、今も赤字予算を組んでいるわけですので、経営改善計画を同時に提案させていただいております。こういったことをこの年度も一生懸命やっていかなければ、当然3億も返せない。返すためにどうやっていくのかということも、今年度の大変大きな課題、新年度の課題だと思っております。ただし、この地域にとって、住民にとっては大変大事な大事な病院でございます。生命、また、病気のためにはどうしても必要な病院でございますので、われわれもしっかりと管理運営について、見つめていかなければいけない。そういう意味では、18年度は大変厳しい予算を組んでおります。また、厳しい目でいろいろ経営改善をしていかなければいけない。そういうふうに捉えておりますので、皆さんにご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 私も何度も何度も言って、また、同じことを言って、もう5年が経過します。先ほど、私は本当に気の毒だなと思いました。看護部長や院長さんが現場は一生懸命やっているのだと、やっているのだと、しかし、経営そのものがこの病院にふさわしい経営が行われないうちに、患者さんが来ないのだと、生きがいを持って、やりがいを持ってやれない環境なのだと言っている

のではないですか。そうではないですか。私はそうとりましたよ。つまり、病院を経営する側に問題があるのですよ、今の状態は。医療の現場の技術者の皆さんは、必死になって、地域医療を支えようという意識でやっているのです。そういう意識が経営陣にないから、小出しに小出しにして、この改善計画の後ろの方に、特別手当を削ります、何をしますと出ている。こんなのは4年前にできたではないですか。私が第三者を入れたプロジェクトチームで、洗いざらいこの病院をからっぽち洗えと、もしかして、それをやっていけば、もう4年も前からこのことができたのです。なぜ、今頃するのですか。もう、助からないからやっているのだよ。総務省から皆さんに引導を渡されたんだ、この病院は。独立行政法人にでも何でもなりなさいと。いいですか。構成市町村に責任を持ってもらいなさいと。なぜかという、この病院は、われわれの意思決定で作ったのだから。国が作ったのではないんだよね。泣き言を言って飛びついても駄目なんだ。つまり、自立の意識がもともとないから、ないから、このまになっている。何度も言っていますよ。この病院ができたいきさつから今までの間でもって、何度となく、議会としてここで指摘しています。なぜ、しなかったのですか。人件費でも何でもばさばさ切ってしまうばいいんだよ。当然ではないですか。こんなことは。経営者に責任があるのですよ。いいですか。管理者や経営者の方々が、現在の経営危機をどのように、この経営危機の意識を共有していたか。共有していたか。具体的にいえば、どのようにしてきたのか。現在の危機をどのように認識しているのか。これが1点目。

2点目は、18年度の累積赤字の総計。そこから19年度に向かって、果たして、今言ったように、3億円を返せるとか、返せないとか、いろいろな議論が出ています。それもひっくるめて、立ち至っていくのですか。再度、長期のお金をどこからかいただいて、経営を支えていって、いく甘い考えなのですか。この2点をまず、お聞きします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） まず、1点の危機をどのように感じておったのかを、人件費をばたばた切ってしまうばいいというお話でございました。ただ、やはり、管理者としては、人件費をそう切り詰めたなかで、やはり、いい先生方、看護師さん、事務方、こういう人たちの力がなければ、病院運営はできない。切ってしまうだけで、病院運営はできないという認識を持っております。そして、この危機をどのように乗り切っていくのかという、今まで4年間、どういうふうと考えてきたのかということなのですが、では、国は、これは逃げではありません。国は本当に自治体病院の運営について、目を向けているのだろうか、いろいろな場面で病院の経営についての話も私はさせてもらいます。非常に県や国に対しても、厳しい言い方をしております。本当に地方にある自治体病院の経

営を、もっとも目を向けたならば、診療報酬の改定にしても、差別があつていいはずだと、そういうことも申し上げていますし、また、通常の医師会の先生方と共闘することで、この診療報酬の値下げについても、どんどん国に向かって意見を申しませうということでも、意見が一致しております。ですから、ここで赤字予算を組んでるなかでも、しっかりと運営していくために必要なものをどういうふうにやったらいいのだろうかということを議論しているわけでございます。この地域の大変大事な病院だというふうに、皆さんも認識されておる。私もそう思っている。夜、夜中、救急車で、また、自家用車で、大勢の皆さんが運ばれてくる。でも、不採算だからといって、やめるわけにはいかない。そういうことを病院として担っていくという意識でございます。そして、18年度末、大変厳しい予算になるだろう。確かに予算は厳しくなるだろうと思います。19年度立ち行くのか、こういうご指摘でございますので、これは、そのために、この1年間、先ほど、私も申し上げました。この1年間かけて、しっかりとそのことをやっていかなければ、大変厳しい病院事業、病院運営になってしまうというふうに思っております。ですから、今、議員がご指摘のような厳しさは、常に、持っておりますけれども、そこで、17年度も示してございますように、大変、ある意味では、がんばってきた。がんばってきたなかでも、診療報酬の値下げという非常に厳しい仕打ちが国の中で行われて、厳しい予算を組まざるを得ない。これは逃げているわけではありません。でも、そのなかでも、病院はしっかりとやっていこうという意識でございますので、ご理解をいただきたいというふうに申し上げているわけでございます。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時40分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） お答えします。危機意識の経営ということでございます。これは私なりに部下、課長以下に4月1日にいったときに、私が初めて申し上げました。過去は振り返るなど。これから何をしていくのかと。そのことをみんなで、ここでもう1回議論しようではないかと。できるものは、契約したものについても見直したらどうだろうか。そういうことを私は担当課長等に指示をしまして、17年度、約1年が経とうとしています。したがって、危機意識の共有ということであれば、それぞれのセクションの人たちが、それぞれの立場で私は持っていたと思います。ただ、それが一つひとつ具体的に目に見えるには、たとえば、お金で見えるのか、患者さんからの感謝で見えるのか、そういうふうな形で、非常に評価は難しいと思います。したがって、私は、先ほ

どありましたように、今後に向かってどうにしていくなかということ、これから、職員とともに、あるいは、管理者の指示を仰ぎながら、進めていきたいと考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） お答えします。18年度の赤字が病院、外来センターを合わせて7億2,600万、先ほどの17年度末に31億の累積でしたので、18年度末になりますと、7億2,000足しまして、39億円の累積欠損となります。現金につきましては、19年度スタート時の想定が約9,000万の現金の想定をしております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 先ほどは極端な言い方をして、誤解を招くといけませんので、私は、経営陣の責任が極めて大きいと、現場で働く人たちは一生懸命働いて、患者さんのためにやっているというのは伝わってくるのです。また、そういうことを耳にしています。その責任が明確ではないために、こうやってずるずるずるずるきています。前回もそうなのですが、民間ならば、経営破たんなのです、間違いなく。経営破たんなのです。ところが、自治体ですから、市民のため、地域医療のためにという衣をかぶって、長々と生きているのです。乱暴な言い方をすると、それで、19年度39億、40億近いお金を抱えて、また、努力したけれども、18年度見込みの7億2,000万の赤字というのは、また、似たような赤字を重ねていくということは、当然ですよ。このまま続いていきますか。努力します、努力しますではなくて、すでに、現実の問題になっていると思うのです。努力すれば、なんとか道が、宝くじが当たったように、開けるかという、そんなことはないのです。私はそう思うのです。ですから、皆さんはそうではないと、努力すれば、きっと道が開けて明るい未来が開けるのだというものを、具体的に言っただけませんか。たとえば、独立行政法人にすれば、ここのところがなくなってしまうとか。病院と向こうを切り離して、一部事務組合は病棟だけ扱えばいいようになっちゃったよ、そうすれば、急性期と長期、長期療養棟として、そこで完結していくのだよとか。そういうこともひっくるめて、私は抜本的な、さまざまな角度から、制限を設けなくて、検討すべきだということを、言ってみれば、予言しているのです。今日のことを。それを皆さん、そんなことをしていないではないですか。私は議員として、市民に対して説明するとき、私はこのように指摘して、議会活動

をしてきたということを言えます。お前、何をやっていたんだ、私も報酬をもらっていますからね。報酬分だけは仕事をしなければいけない。そのことを再三にわたってたずねても、何にも具体的なものが出てこない。いいですか。細かい話ですよ。10年間利用のできない職員住宅の土地を処分する、こんなものは、10年も前からわかっているんだよね。誰がお医者さんがぼろぼろのところに入りますか。全国病院の平均の職員との数とのバランスが悪いと、これは昨日やおとといからなったわけではないでしょう。こういう材料があったのですから、皆さんが検討しているはずなのですね。ここに手をつけていいかどうか。特別手当に手をつけていいかどうか。これをいつ、議題にのせてやったのか、内部でそういうことを何度も議題にのせたのか、これをまず、聞きます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） お答えいたします。基本的な改革につきましては、先ほど、佐藤議員の質問で私もお答えしたつもりでございます。それから、具体的な項目についての改善でございます。先ほど申し上げましたとおり、前任者、あるいは、その前の方々は、それぞれいろいろな知恵を使われて、改革をしてきたのだと思います。私は先ほど言いましたように、改革を言葉だけではなくて、具体的な数字で表すにはどうするのか、知恵を出してほしいということで、再三にわたって、課長会議等を通じまして伝え、その中から、今、土地の売却の話、診療材料の価格の交渉の話が出てきました。そういうことをこれから積み重ねていきまして、改革に向かっていきたいと思えます。

ただ、議員さんがおっしゃるように、このままの構造でいくと、一部の経費節減などでは限界があるのではないかという趣旨で答弁させていただきますが、その辺につきましては、病院が今、構成市町村という組合立という形でもっています。したがって、病院の改善策は、当然、管理者が判断したり、いろいろ情報集めのなかで、私たちが情報提供していくのが当然のことでございます。それから、ある意味で、構成市町村の首長さん、議会、それぞれに諮りながら、情報提供しながら、最終的に決断していただくものだと思えます。したがって、材料としては、病院は出すつもりでありますし、藤岡市、あるいは、構成市町村といろいろと相談をしながら、方向性は、事務方の案としては出していきたい。繰り返しますが、藤岡市という自治体が90%の株主でございます。藤岡市、残りの10%を吉井町さんをはじめ、構成市町村がもたれているわけですから、私どもがその首長さんに判断ができる、あるいは、議論ができる材料をこれからも積極的に提供しながら、私ども自ら勉強させていただきたい。このように考えております。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。三好徹明君。

議員（三好徹明君） 事務局長は大変苦勞されているなどというのは、はたから見ても分かります。それだけ、前任者を責めるわけではありませんが、膿を出さない、できれば自分のときには、なるべくふりたくないというのが、皆さん行政職の大方の方々の姿勢ですよ。はっきりいって。ぜひ、今度はそういう余裕はありませんから、みっちりやらなければ、自治体そのものが沈んでしまいますよ。高崎にまたひろってもらわなければならなくなってしまう。こんな情けない藤岡市にしたくないから、厳しいことを言っているのです。ふんどしをしめて、しっかりとやってもらいたい。そのように指摘して、質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございませんか。木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 18年度の経営改善計画をひっくりめたなかで、質問させていただきます。よく皆さんの口から出てくるのですが、職員等の意識改革。よくいってきますよね。経営というものを頭に置いたなかで、この意識改革というのは具体的にどういうことなのかを再度確認させていただきます。それが1点。2点目は、第7号あたりでも、答弁の中で、公立病院を参考にして算定したというのがよく出てきますね。私立病院とか、そういうのを参考にしてはいけないのか、しほりがあるのか。その2点を最初にうかがいます。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 意識改革ということでございます。私は意識改革というのは、まず、現状認識を共有することだということだと思ひます。現状をそれぞれの部署の人たちが専門家でございますので、現状を分析することによって、改善策が生まれてくるというように理解をしております。

私立病院ということでもよろしいのでしょうか。それぞれの視点が、たとえば、患者数に対する診療報酬だとか、そういう視点が共通するものはございますが、先ほども話しましたが、全国で私立、公立、県立、いろいろな官公庁の連絡網が一つあります。それから、私立病院の指数も出ていまして、根底的には、数字の上での比較は可能だと思ひます。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 意識改革ということなのですが、経営を考へての意識改革といひますと、これは私の考へです。まず、職員の上級者、その辺の人に考へ方をきちんと持ってもらひ。民間でしたら、常に、この中にある、経費等に積極的に取り組んでいく、これは、意識改革の範ちゅうではないのです。常に数字を示して、それに基づいて、いろいろなことを考へ出す、これを上級者がきちん

と見つけ出してやっていく、これをきちんとしなければ、意識改革といっても、言葉だけの意識改革になってしまう。たとえば、今年は1億円の赤字を解消するのだ、その中には、人件費、いろいろなものを買ったりする時のそういうものをきちんと数値で、これを何%、これを何%と積み上げてやっていく、こういうことをきちんと意識の中で持っていかなければ、何年経ったって、先ほどの議員さんが言っているように、言葉だけで終わっているのですよ。

もう1点、公立病院を参考にするのは結構なのですが、全国の公立病院で、病院自体が黒字経営というのは1割、2割くらいですか。そんなものでしょう。そういうところを参考にするという意識自体がおかしいのです、私に言わせれば。私立の病院では、赤字だったら倒産ですよ。その辺のところをきちんと踏まえて、見習うなら、私立病院の感覚を取り入れたなかで判断していく。こういうことは、考えたことはないのですか。今後の意識として、そういうものをきちんとやっていく意思があるかどうか、おうかがいします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 経費の削減、目標数値ということで、実は、議員さんと私はまったく同じ考えでございます。経営改善は、言葉だけで表しては駄目だと、ここはどうにするのだ、何をどうするのだということで、私の方は、担当課長に話をして、どのぐらいの数字が出るのだ、たとえば、超勤手当が6,000万から6,300万ぐらい、超過金が出ております。それを今年、10%削減を目標にしてやってほしいということでやりまして、実績として、5%ぐらいしか、実績は進まない。それから、経費についても、診療材料等をもっと、たとえば、富岡は非常に効率のいい運営をしているから、そこを見てきて、どのようにしているのかということの研究してほしいということで、今年18年度、29%前半のパーセントでおさめたい。このように、具体的な指示のもとに、経営改善計画を作りました経過がございます。その辺につきましては、議員さんのご指摘どおり、目標を持った改革推進を進めてまいりたいと考えております。

それから、私立病院との比較、これにつきましても、今、県立の病院、あるいは、鬼石町病院、富岡病院等に薬品の共同購入等はできないだろうか、そういうことも話しかけております。つまり、私立病院はもっと安い診療単価で仕入れているのではないかと、そういう情報を集めながら、今後、経費削減に努めたらどうだろうかという提案を、ある意味では、課長会議の時にはしております。ただ、なかなかかたいといいますが、なかなか手の内を教えてもらえないというのが実情です。でも、あらゆる分野の方から、これだけもっと安くできるのではないかと情報を集めて、その方向で進めてまいりたいと考えております。

議長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 悠長なことを言っている場合ではないので、私はこのような質問をしたわけなのですが、過去の話ですが、ここ2年ないし3年のなかで、そういう民間の病院といろいろなものを買ったり、後は、人件費、要するに、職員の給与、そういうものを比較、検討したことはあるのですか。これからしようということはないと思うのだけれども、あるかないかを1点と、これからやっていきたいということなのだけれども、それはいつごろ、具体的にどのような形で実績として現れてくるのか。この2点。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 今、事務方に確認しましたら、今まで、民間との比較は、積極的にしていなかったということをご理解いただきます。それから、私は、あらゆる情報をと先ほど申し上げましたので、今後は、議員さん、ご指摘のように、いろいろな形で医薬品だとかそういうものも、どういう形で仕入れられるのか、あるいは、入札になじむのか、そういう問題も含めながら、経営改善に役立っていきたいと思っています。人件費については、先ほどから答弁しておりますように、外部委託を進める、あるいは、手当等の削減、そういうものを見直しながら、やっていきたい。そのことにつきましては、病院でそれぞれ所属長会議がございますので、私が数字とグラフを示しまして、このところをもう少し努力してほしいという形で、お願いしている、そういう具体的な手法をとっております。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。3時15分から開会いたします。

午後2時58分休憩

午後3時15分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。他にご質疑ございませんか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第10号につきまして、質問させていただきます。この執行部の提案理由の説明の中で、18年度の改善改革というものも、担当課長さんから提案がありましたので、それも含めて、質問をしていきたいと思っております。

先ほど、管理者の答弁によりますと、私の前の議案の中では、あいまいな答弁だったのですが、先ほどの佐藤議員さんの質問を聞いていますと、平成18年度は診療報酬の改定による収益の影響は避けられないと、したがって、当病院は2%の収益減を想定して、厳しい経営が予想されるといったこともお聞きしました。そういったなかで、この正規の職員、院長さんをはじめ、事務方の皆さんまで多岐にわたって正規の職員の方がいるのですが、その方の基本給の

改定については、私は新井さんの方が、管理者の方では、これは、私としても、職員の皆さんにとっての聖域、手の出せない部分ということもありまして、この改定を行わないというふうに私は理解をしたのですが、それでよろしいのかどうか。確認の意味で、もう一度、答弁をしていただきたい。

それから、平成17年度の臨時議会が行われまして、構成市町村から3億円の長期借入れ、これは返せる努力をするということでございますが、これは返してもらわないと困るわけです。当然ですよ。それは、この議会でも3億円を、長期借入れの議案が出た場合について、木村議員さんの方の質問だと思っておりますが、来年度以降、こういった借入れはないでしょうねという質問に対して、こういったものは今後ありませんと、明快に答弁している。答弁しているのです。そうしたなかで、これが返済前にもう1回貸してくれというようなことは絶対はないと思うのですが、その点について、再度、お聞きいたします。管理者をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 職員の基本給は聖域だから、手をつけないんだということを今、冬木議員さんからご指摘いただきましたが、聖域であるということではないというふうに思います。かりに、病院がもう繰り入れができないといたら、これこそ、職員にとっては大変なことなのではないでしょうか。ですから、聖域だという言い方がいいのかどうかわかりませんが、これは非常に管理と申しますか、運営していくにあたって、非常に大事なことだと思いますが、やはり、職員の皆さんとともに、この病院を運営していく。そういう気持ちがなければ、駄目だというふうに思っております。

また、今後、借入れということなのですが、前のときにも、そういうことは考えてないというふうに明確に言っておりますので、そういうことは今のところ、考えておりません。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。管理者。

管理者（新井利明君） 今年度、18年度、基本給についての改定をするのか、しないのかということなのですが、このことについては、基本給については、今のところ、考えていません。ただ、先ほども特殊勤務手当のところでも話が出ましたように、いろいろな手当の段階でどうするのがいいのか、これは18年度の中でも、いろいろ検討していかなければいけないと思っております。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 何か、管理者の話を聞いていると、さっきはしないとやったのだけれども、また、するようなことで、私には理解できません。佐藤議員さんの時には、給与改定はしないと、三好議員さんが聞いたら、そういったことも視野に含めてということで、ちょっとわたしには、その決断というか、そういった部分について、理解に苦しみます。

先ほど、事務局長さんの方から、注目すべき発言が出たというように感じているのですが、それは、総務省に相談しに行ったら、いろいろな方策を探っているのだと、そういったなかで、組織のあり方、この点についても、独立行政法人ですか、そういったことも視野に入れながら、検討せざるを得ないというふうな答弁だったと、私は思いますが、前の臨時議会の時、私も管理者にお聞きしたのですが、民間だとか、そういった他のところに売却だとか、そういったいろいろな方策があるのだけれども、基本的には管理者はどのように考えているのですかと、そういう質問をした経緯があるのですが、そのなかで、管理者においては、これは公立の藤岡の総合病院なので、この地域の中核病院としての責任を担うためには、これは公が責任を持ってやっていきたいと、そういうことを明確に言っているのに、総務省からこういうものもありますよといわれたから、そういうようなものを検討すると、ちょっと無責任のような答弁だと思うのですが、この考え方について、管理者に見解をうかがいたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先ほどの佐藤議員さん、三好議員さんからのご質問と、答えが違うというご指摘のようなのですが、そうではなくて、基本給としての捉え方というのは、当然、働く人の権利としての対価ですから、そういうものは守っていきなというふうになっております。

そして、先ほど、局長が話をした法人化につきましては、これは今、総務省がいろいろな政策の中で、独立行政法人も、また、民間もということ逆をいうと、考えているということなのです。病院として考えているということを使ったのではなくて、そういう指導もありますよということ言ったわけで、われわれはすぐに、それに向かって、独立行政法人でやるのだということを行っているわけではありません。われわれは一生懸命、今、この組合立としての病院を守っていきなというのが本心でございます。ただ、国としては、そういうことも指導に入ってきているということだけを、先ほど、局長の方で申し上げたというふうに理解してください。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 18年度につきましては、明快に基本給の改定はしないということで理解をしましたが、それから、基本給ということでございますと、たと

えば、現場で働いている方の超勤手当、いわゆる残業というもののなのですが、そういったものがきちんと支払われているかどうか、私はわからないので、事務の方にお聞かせ願いたいと思うのですが、きちんとした超過料金、残業代、これはきちんとお金として支払っているのか。それとも、たとえば、それがサービス残業ということになると、これは大変な問題でありますので、そういうことはないと思いますが、たとえば、それを代休にあててくださいますか、そういった物的なもので対価が支払われているということはあるのか、明快に答弁を願いたい。

それから、先ほどの独立行政法人、この点につきまして、そういったものを管理者の話を聞いていますと、まだ、先のような話と見受けられるのですが、こういったものを実際、検討しなければならない時期に入っているのではないですか。そのときの判断は、当然、皆さん執行部を含めて、管理者であるあなたがしっかりとした決定力を持って出さなければいけないと、私は思っているのですが、その点について、何か、人事のような形で私は聞かしているのですが、当然、独立行政法人ということに方向が決まれば、当然、基本給や人件費、大幅に見直しというか、削減の方向にあるのではないかと、私は想像するのですが、独立行政法人イコール人件費の削減をせざるを得ない状況なのかどうか、そういったものも含めて、独立行政法人について、考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 議員さんの質問にお答えします。時間外手当が正当な形で支払われているかどうかということですが、時間外手当の命令につきましては、所属長の判断によるものでございます。所属長が命令を下したものについては、時間外手当についてはお支払しております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 独立行政法人化につきましては、先ほど、管理者の方から話をした選択肢の1つだということで、ご理解いただきたいと思いますと同時に、今、病院は一部事務組合として、公営企業法の一部適用で運用されております。その選択肢の中に、全部適用する場合、あるいは、独立行政法人化しても、給与ベースは今の公務員のベースでいく場合、あるいは、まったく給与ベースを変える場合、ケースがいくつもございます。そういう検討をするなかで、今の病院が、先ほども答弁したのですが、構成市町村がどのような判断をされるかによって、手法は決まっていくのかなと思っております。繰り返しになりますが、そういう材料を判断材料として管理者の方に、いくつもこういう手法があります、こういうことも考えられますということを挙げるために、今、あちこちから情報を求めて勉強させていただいているという状況であります。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 時間外手当分を代休とかに振り替えていることはありません。
以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございませんか。荻原節子君。

議員（荻原節子君） 長い間、いろいろ聞かせていただいているのですが、私は以前にこの外来病棟ができる前に、病院議会の議員でした。それは最初の紹介の時に言ったと思うのですが、どういう経緯で、この外来病棟ができたか、もう皆さん、ご存知だと思うのですが、そのときに、どうしてもつくるということで、前市長が9割を藤岡の市議員にとということで、負担を、9割、藤岡市に。鬼石を入れないときですね。賛成多数だから、もちろん、藤岡の市議員が多かったですから、私から言わせれば、強行ですよ。やってきたわけなのです。その後、こういうことはよくないだろうということで、選挙があって、選挙で前の市長が敗れて、新しい市長に。聞いてくださいよ。何ですか。今の新しい市長になって、一生懸命聞いていれば、みんなやっていると思うのですよ。思うのです。今年、あれになっただけで。議員になったのですから。聞いていますと、だから、この前のときに、ある議員さんに言ったのですが、議員さんがいろいろ言うのでしたら、その審議会かなんかのメンバーになって、いろいろ市長に提言してあげたらどうかと、そういうことを言ったら、市長は入れないんだ、俺たちをという話も聞いているのですが、市長さん、こういう事態になったら、いろいろな議員さん、英知を結集して、藤岡市は立派な議員さんばかりなので、ぜひ、議員さんの意見をよく取り入れてやっていただきたい。私たちは外から来て、こんな長々と。審議するのはいいですよ。いいです。ですが、本当にいいです。町長はわかりませんが、私たちはもう、この病院議会の一員であるのがちょっと苦しいという感じもしているわけです。ですから、皆さんで一生懸命がんばって、命にかかわることですよ、病院は。ですから、ぜひ、いい方向に向くようにがんばっていただきたい。私たちは、周りの議員として、そう思いますので、よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 今のは、要望でよろしいのですか。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 今、議案第10号ということで、18年度の予算審議のわけですが、この病院が開設したのが昭和25年。この地域に高度医療ということで、関係市町村が負担金を出し合って、地域住民の医療の対処ということで、この病院が設立され、それから50年以上が経過したわけでございます。

そのなかで、今、病院が非常に財政難ということで、先ほどからいろいろと質疑に対して、答弁をされているようですが、いくつかの方法があって、先ほど管理者の方からの答弁では、市町村の負担を増やす、それから、独立行政法人などの方法がありますというような答弁があったわけですが、まず、一番大事なことは、先ほどから何度も出ているように、この病院を運営するのに最低いくらの経費がかかるのか。そして、売上というか、それがどのくらいあるのか。そして、それに見合った負担金の額というのをきちんと割り出して、そして、この病院を運営していく。お医者さん、看護師さん、それから、医療にかかわる人たちが安心をして、医療に携われる、そんな状態にしてほしいということを考えておりますけれども、前の質疑応答の中で、患者さんの中には、埼玉県北部から通ってきていらっしゃる方も30%前後いらっしゃるというような話もあるので、この方法の一つの中に、そういうところから負担金、もしくは、補助金等をいただいたりとか、そういうことも検討していかないと、なかなか難しいのではないかと考えるわけですが、このことについて、管理者、副管理者とともに、負担金の問題、それから、地域に対しての働きかけ、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） お答えいたします。大変難しい質問、といいますのは、今、前段で、最低いくら必要なのかというお話でございましたが、私どもは、今の医療体制を堅持していくのか、いかないのかという根底のところでの議論がされないと、まだ、いくら数字は動きますが、いくら援助してほしいという数字をここで私の立場として、要するに、病院として答える場がないのかなと理解しております。逆にいいますと、今、市のほうに鬼石町病院も合併になったことですから、市として、地域医療をどうしていくのかということ市の中で積極的に議論していただけないでしょうか、その中に必要であれば、病院私どもの意見を述べるなり、現状の報告をしていきたいという形で考えております。

それから、埼玉県の患者さんという形で援助をとということでございます。これはいろいろなところから議論されると思いますが、管理者と打ち合わせ、あるいは、相談をさせていただきますが、働きかけをした方がいいということであれば、当然、私たち事務方がそういうような交渉、あるいは、会談をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、議員のご指摘の中に、埼玉県北部が患者さんの約30%を占めているというご指摘がありました。本当に、この藤岡総合病院、多野藤岡地域の住民の皆さんにという意味で、当初設立されて55年を過ぎたと。ただ、

やはり、その過程の中で、埼玉県北部、本庄、以北といったらいいのでしょうか、そういう人たちも非常に多くの患者さんとしてこの病院に来ていただいております。このことも各構成自治体、埼玉県側の方にも、やはり、示していく必要があるかなと。そして、そういう議論をすることが可能なかどうか。これは自治法上のこともあるのですが、私は大変大事なことをご指摘いただいたというふうに思っております。今後、そういうことも踏まえて、検討していきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございますか。宮前俊秀君。

議員（宮前俊秀君） だいたい意見が出尽くしたといたら、語弊がありますが、ある程度出たので、これは執行部をお願いというか、議員さんをお願いというか、わかりませんが、議会の流れについては、それ相応があるので、とやかくいうつもりはありませんけれども、先ほど、吉井の荻原さんから話がありましたが、これだけいろいろと意見が出るなかで、執行部ばかり責めても、やはり、議員にも相当責任があるのではないかと、私も思っております。というのは、私は去年の暮れから来たものですから、今までの経緯がよくわからないので、失礼な点があったら、お許しいただきたいと思うのですが、もうここまできたら、前回の議会の時に、議員さんの方から出ていただいて、改善経営委員会をつくりたいというお話が執行部から申し入れがあった時に、議会の方で断りした経緯がございます。ここまできたのでは、もう一度一緒になって議会からも何人かの代表に出ていただき、そして、今決まっている執行部の方々と。やじは言わないでください。私が質問していますから。ただ、そのぐらいしないと、もう駄目ではないかと私は思っております。確かに、給与を下げれば民間は簡単に下げられるのですが、こういう公益のものは、なかなか難しい点があると思います。ですから、私は、きれいごとを言うようで申し訳ないですが、私たち議員は報酬をもらっているのです、藤岡病院からの報酬は辞退する。そして、職員に対しても、眉毛を湿していただく。そして、経営に対しては、一緒になって一度断っていても、もう一度やっていただきたい。私は神流町から1人ですが、皆さんにお願いして、一緒になって再掲をやるのには、もう一度、一緒に机の上について、やっていただきたい。それをもう一度、議員の方々にも検討してやっていくようなことがいいのではないかと思っております。きれいごとを言うようで、申し訳ないのですが、それでよすのなら、よさざるを得ないと思うのです。正直言って。でないと、執行部だけで、やってやった、ああだこうだというのは非常に簡単ですから。ある議員さんはいくら言っても聞かないのだという話も聞いておりますけれども、本当に聞かないのなら、私は新しい議員なので、わかりませんが、ここまでくれば、聞かない、聞くで済む問題ではない。本当に机の上と一緒に、議員だ、執行部だと

いうわだかまりをなくして、やっていただきたいと。これは質問といいますが、ちょっと違うのですが、お願いをして、やっていただきたい。神流町は一人ですから、えらい発言はありませんけれども。

議長（松本啓太郎君） 宮前議員、申し上げますけれども、本議案とかけ離れているような感じがしますので、こういう問題につきましては、また、他のところでお願いします。

議員（宮前俊秀君） といいますのは、いろいろな質問を聞いていると、私もこれも改善計画の中の案だというように理解をして、発言をしたわけでございます。そうでないと、議案どおりやりますと、相当かけ離れている問題も出ているのが事実でございます。ですから、私は内容的には、この予算とは違いますが、経営改善計画の中に含まれるのではないかという気持ちがありまして、失礼と思ったのですが、質問させていただきました。よろしく検討して、やっていただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） ちょっと答えにつまってしまったのですが、経過は議員さんがおっしゃったとおりでございます。これは繰り返しになりますが、今、診療体制はこのような状況、財務状況の話、すべて議員さんはご理解いただいていると思いますので、われわれは自分たちの考えられる最大の努力をしまいいたいと思っております。また、よいお知恵がありましたら、ぜひ、お聞かせいただきたいということで、申し訳ございませんが、答弁にさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第10号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

第16 議案第11号

議長（松本啓太郎君） 日程第16、議案第11号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第11号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案説明を申し上げます。

ここに平成18年度事業予算を上程させていただきましたが、介護保険がスタートし7年目を迎えることとなり、非常に重要な意義を持つものでございます。第2条は、介護老人保健施設事業の業務予定量です。業務予定量達成に努力してまいりたいと存じます。

第3条は、収益的収入および支出の予定額でございます。業務予定量と照らし合わせ、昨年度の実績から算出し、適切な予定額を計上し、企業会計原則に伴う最善の事業努力をしまるものでございます。

第4条は、資本的収入および支出の予定額を計上し均衡を保つものでございます。以下、第5条から第7条までは、法令等の算出の規程による金額を設定させていただいたものであります。

介護保険制度は、介護や社会的支援が必要な人に対して、その人が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービスと福祉サービスを行うことを目的としています。当しらさぎの里も地域の高齢化社会のなかで中心的施設として評価され、良質のケアサービスの提供につとめていくものであります。以上、まことに簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、課長より説明させますので、お聞き取りいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 介護老人保健施設管理課長。

介護老人保健施設管理課長（内田雅之君） それでは、引き続いて、内容詳細について、ご説明いたします。まず、第2条業務の予定量でございます。年間延べ療養者数については、入所者28,470人で1日当たりにしますと、78人。通所については、年間11,706人で、1日当たりにしますと、40人の利用者数とさせていただきます。

第3条、収益的収入および支出でございます。まず、収入については、入所収益342,223千円、通所収益119,400千円、その他1,400千円で、474,689千円を見込んでおります。次に、支出については、472,297千円を見込んでおります。収支につきましては、約2,342千円の黒字予算でございます。

第4条、資本的支出については、企業債元金償還金34,690千円に対す

る不足額を過年度損益勘定留保金で補てんするものでございます。

第5条から第7条につきましては、法令等による定めおよびその範囲とさせていただきます。なお、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしく願いいたします。以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第11号、平成18年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

字 句 の 整 理 の 件

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

議長（松本啓太郎君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管 理 者 あ い さ つ

管理者（新井利明君） 本日は、大変おつかれさまでした。議員各位には、慎重ご審議、ご決定いただき、ありがとうございました。ご承知のように、平成18年度組合事業は、以前として厳しい状況が引き続いておりますが、収支改善への努力

および医療サービスの向上に努めていく所存であります。

議員および関係各位におかれては、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議長（松本啓太郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成18年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後3時48分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 松 本 啓太郎

署 名 議 員 安 田 肇

署 名 議 員 神 田 省 明